

## 平成26年白老町議会定例会3月会議会議録（第3号）

平成26年3月14日（金曜日）

開 議 午前 10時00分  
散 会 午後 3時40分

---

### ○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 代表質問
  - 第 3 一般質問
- 

### ○会議に付した事件

代表質問  
一般質問

---

### ○出席議員（12名）

1 番 氏 家 裕 治 君	2 番 吉 田 和 子 君
3 番 斎 藤 征 信 君	4 番 大 淵 紀 夫 君
5 番 松 田 謙 吾 君	7 番 西 田 祐 子 君
9 番 吉 谷 一 孝 君	1 1 番 山 田 和 子 君
1 2 番 本 間 広 朗 君	1 3 番 前 田 博 之 君
1 4 番 及 川 保 君	1 5 番 山 本 浩 平 君

---

### ○欠席議員（2名）

8 番 広 地 紀 彰 君	1 0 番 小 西 秀 延 君
---------------	-----------------

---

### ○会議録署名議員

1 1 番 山 田 和 子 君	1 3 番 前 田 博 之 君
1 4 番 及 川 保 君	

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	白 崎 浩 司 君
教 育 長	古 俣 博 之 君
理 事	山 本 誠 君

総合行政局長	岩城達己君
行政改革担当課長	須田健一君
財政担当課長	安達義孝君
企画担当課長	高橋裕明君
総務課長	本間勝治君
交通防災担当課長	畑田正明君
町民課長	南光男君
生活環境課長	竹田敏雄君
町民活動担当課長	中村英二君
アイヌ施策推進担当課長	廣畑真記子君
産業経済課長	石井和彦君
営業戦略担当課長	大黒克己君
健康福祉課長	長澤敏博君
建設課長	岩崎勉君
教育課長	五十嵐省三君
子ども課長	坂東雄志君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	前田登志和君
監査委員	岡英一君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	本間弘樹君

---

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君）　ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は会議規則第102条の規定により議長において、11番、山田和子議員、13番、前田博之議員、14番、及川　保議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎代表質問

- 議長（山本浩平君）　日程第2、昨日に引き続き代表質問に入ります。  
順序に従って発言を許可いたします。

---

◇　前　田　博　之　君

- 議長（山本浩平君）　13番、きぼう、前田博之議員、登壇願います。

〔13番　前田博之君登壇〕

- 13番（前田博之君）　13番、前田です。私はきぼうを代表して町政執行方針や町政上の諸課題について順次質問してまいります。

白老町はことし町政施行60周年を迎えますが本町は町政施行以来の大きな転換点に立たされています。温故知新という言葉もありますが財政再建、重要な政策課題に対して今ほど町長、町民、職員、議員の英知や知恵そして行動力が問われているときはないと思います。まちづくりは住民の幸せと魅力ある地域をつくることであります。町民と行政の信頼関係のもとにまちを再生させ、ともすれば国に依存しがちな体質を改善して自立のため自前で政策をつくり地域をつくっていかねばなりません。この難局を乗り切るため町長の決断と力量に期待するのです。以下、質問に入っていきます。

（1）まず町長の町政執行方針と政治姿勢についてであります。一年の計は元旦にありといわれるように新年度に当たっての執行方針は町民の切実な暮らしや潤いのある生活を守るため地に足のついた実効性の高いものでなければなりません。執行方針は自己決定、自己責任としての政策経営方針であります。抽象的な表現や曖昧さのメッセージでは町長の真意が伝わってきません。戸田町長のこの3年間の執行方針を見てみました。23年12月の所信は民間目線に立った経営感覚を町政に取り入れると言い切っています。24年度は地域の活性化や人づくりに関する14項目を優先し実施検討するとし、25年度は決断と実行の年としました。そして26年度の執行方針は町民とともに取り組む実践力を高めていく確かな展望と地域力の発揮の年としています。新年度の所信とあげた確かな展望と地域力の発揮の年のメッセージがこれまでの3年間の執行方針とどのように結びついて具体的にどのような展開が図られ、そして何を求めようとしているのか具体的に伺います。

2点目、選択と集中に対する姿勢であります。町長は厳しい財政状況を乗り切るために選択と集中

を図るとしています。選択と集中もフレーズ的な言い回しではなく本質を明らかにしておく必要があります。戸田町長は2年前白老町は財政再建というまち始まって以来の課題を克服したとはいえ、いまだ厳しい状況は続いているとの認識を示しました。克服や厳しいどころか2度目の赤字の財政再建団体転落寸前という状況に直面しています。戸田町長は重い責任を背負うことになっています。白老町長の最優先課題は何をおいても1日も早い財政再建を果たすことです。政策や事業を実施するにしてもあれもこれもから、あれかこれかを徹底していかなければなりません。もうない袖は振れないのです。限られた財源を重点的に投入するといった選択と集中が厳しく問われることとなりますが、選択と集中の考え方とどのような姿勢で臨んでいるのか伺います。

(2) 町長公約と財政問題についてであります。町長は3つの約束と5本の柱、23の政策を公約として約束しています。そして公約の全ては実行に移すための町民との契約書であると明言しています。戸田町長の任期も3年目に入り厳しい財政環境の中にあって残された期間で公約を実現しなければなりません。26年度予算の考えは執行方針で述べられていますが、町長自ら策定した財政健全化プランについては具体的に触れていません。その点に鑑み4点伺います。1点目、平成25年度予算は2億2,000万円の赤字編成でスタートしましたが収支状況、決算見込みと財源及び26年度予算の影響について。

2点目、26年度予算の歳入歳出構造の特質と財源確保及び財政規律について。

3点目、26年度からスタートする財政健全化プランを着実に推進するとしているが同プランに盛り込まれた対策は今回の予算にはどの程度反映されたのか。

4点目、喫緊の課題である財政の立て直しが優先され財源が制約される中で町長の公約はどの程度反映されたのかであります。

(3) 活力ある産業のまちづくりについて。これまでの町の産業振興は主に商店街の活性化や観光振興、特産開発などが主で地域の生き残りをかけるというほど厳しい認識に立ったものではなかったと思います。白老町は企業の撤退や経済活動の停滞、そして急激な人口減少で依然として厳しい状況にあります。特に少子高齢化、人口減少、人口流出が顕著でこのまま続けば近い将来消費がますます縮小し雇用の場が失われ、さらに行政資源の縮減などによってまちの経済が衰退していくのが目に見えています。地域内循環型経済だけでは地域の持続性すら危うい環境にあり地域ビジネスの創出の戦略が不可欠であります。産業の振興、活性化なくして地域の生き残りはあり得ません。私はそう思っています。そこで活力ある産業の振興について伺います。

1点目、第一次、第二次、第三次産業別の実態と課題及びその対策について。

2点目、(仮称)産業振興計画策定の内容と何を指す計画とするのか。

3点目、自立した地域経済に取り組むべき地場産業振興戦略をどのように組み立てようとしているのかであります。企業誘致については除いてください。

(4) 安心・安全なまちづくりについて。本年度の町政執行方針で安全・安心して暮らせるまちづくりがあります。平成25年度執行方針でも公共サービスを補完するセーフティネットの確立を促進すると述べています。まちにおいては26年度に地域防災計画の見直しを予定していますが、平成25年6月には改正災害対策基本法が施行され同年8月に白老町津波避難計画の全体計画が策定されました。そこで伺います。

1 点目、改正災害対策基本法の内容とまちの責務について。

2 点目、白老町津波避難計画での避難行動要支援者（災害時要援護者）が避難するための個別計画の状況についてであります。

（5）町立病院と今後の方針についてであります。町立病院として何よりも大切なのは町民に愛され信頼される町民のための病院であることであります。病院の会計収支改善計画が示されましたが、町長が打ち出した1年後原則廃止の廃止が曖昧で廃止後の対策を具体的に示さないことから町民に不安を増幅させています。そこで伺います。

1 点目、26 年度以降収益の増収対策として在宅訪問診療件数の拡大を図ることになっているが、在宅医療の考え方及び現状の在宅診療体制と拡充を図るための在宅診療体制について。

2 点目、1 年後の原則廃止の定義、基準と経営改善収支計画の目標達成の許容範囲について。

3 点目、町長は老朽化した病院の改築を公約しているが地域医療としての新たな病院の方向性のプラン策定と今後のスケジュールについてであります。

（6）職員の意識改革等についてであります。戸田町長は23年11月町長就任時に職員に対して民間感覚を前面に押し出し、我が社という愛社精神を持って町民に一流のサービス提供とお役所仕事からの脱却とスピード感を持つことを訓示しています。町長が求めている職員像に近づいているのでしょうか。職員は平成20年3月策定された新財政改革プログラムに基づいて財政再生団体の回避と行革を後戻りさせないために背水の陣で職務に励んできました。しかしいまだ達成されることなく、なおまた財政健全化プランの策定となり財政再建は平成23年度まで先送りされました。あわせて給与削減も継続され、その上職員の早期退職が続出し現場に閉塞感をもたらしています。このことは当然町長、副町長に重い責務はあると思われませんが、このような危機状況を2度招いたことについて役場の風当たりも強く、特にこれまで以上に職員は危機的な現状に対する認識が甘いのではないかという声も聞かれるのであります。そこで職員の意識改革等について3点伺います。

1 点目、25 年度の早期定年等退職者数と26 年度採用予定者数及び職員数の適正化について。

2 点目、26 年度の給与削減率・額と27 年度以降の取り組みについてであります。

3 点目、職員の意識改革、喚起についてどのように取り組んでいくのかであります。

次に教育長に教育行政執行方針と教育長の諸課題について6点伺います。生まれ育った地域で教育や学力に格差があってはなりません。平成25年4月に中学校3校の統合による白翔中学校の開校、28年度には白老・緑丘・社台小学校の3校統合が予定されていて白老町の教育環境は大きく変わろうとしています。教育委員会が学力向上の指針として定めた学力向上を目指す白老町スタンダードに期待していますが、白老町の子供の学力向上をどうするのか子供の生活状況がどうなっているのか適切に捉えて、その状況をどう手立てて対処するかまちの姿勢が問われています。財政状況の厳しい逆風の中でこそ教育分野に財源を重点的に配分することが米百俵の精神であると思います。そこで伺います。

1 点目、平成25年度実施全国学力学習状況調査の結果と学力向上をさせる白老町独自の取り組みについて。

2 点目、25 年度実施全国体力運動能力の結果と今後の取り組みについて。

3 点目、白老地区3小学校統合年次28年4月1日を予定しているようですが、統合に向けての施設等整備の年度別個別事業、学校管理、教育振興費も含まれます。それと事業費及び財源内訳、そして

今後のスケジュールについて。

4点目、3小学校統合に伴う学校交流、統合後の学習支援、学校と地域の連携及び放課後児童クラブ等の施策について。

5点目、学校統廃合の白小、社台小の校舎等の取り扱いとそれに要する費用と財源手当てについて。

6点目、子ども貧困対策の推進に関する法律の内容とまちの責務について。

以上で1問目の質問といたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 前田議員の代表質問にお答えします。町政執行方針と町政の諸課題についてのご質問であります。

1項目めの町政執行方針と政治姿勢についてであります。1点目の確かな展望と地域力の発揮の年の具体的な考え方についてであります。確かな展望は財政健全化プランを策定してその進行管理により着実に取り組むとともに、産業のまちづくりでは産業振興計画や地産地消計画など、安全・安心のまちづくりでは地区コミュニティー計画や各種福祉計画、公共施設等総合管理計画など、地域力創造のまちづくりでは象徴空間整備による町活性化推進構想や過疎地域自立促進計画、定住自立圏共生ビジョンなど将来のまちづくりに向かう各種計画の策定を示し、そのまちづくり計画の策定とともに実践を官民協働で進めていくことで地域力を発揮するスタートの年と位置づけております。

2点目の選択と集中の考え方と姿勢についてであります。限られた資源、財源を使う政策の執行に当たってその量や影響、時期などからより有効な選択を行い集中させることによって町民の理解を得て効果を最大限に高めていきたいと考えております。そのためには多くの方々と議論を重ね限られた期間でスピード感を持って進めていかなければなりません。例えば平成32年に開設が決まった象徴空間整備については期限の設定が明確であり交流人口の増加やそれを受け入れる体制づくり、基盤整備などに取り組まなければなりません。町内民間団体と設立した活性化推進会議による議論と実践に積極的に取り組んでまいります。

2項目めの町長公約と財政問題についてであります。1点目の決算見込みと26年度予算への影響についてであります。25年度予算は歳入で地方交付税1億3,308万9,000円、財政調整基金5,888万9,000円、町税932万3,000円の増額補正と歳出で未執行予定額2,357万9,000円の減額補正で合計2億2,488万円の補正となり当初の予定していた水道会計からの借入れを行わずに収支不足を解消することができました。26年度予算への影響については水道会計に支払う借入金がなくなった財源が出る一方で、財政調整基金の一部を繰り入れたことから保有額は現時点で8,251万1,000円になっておりますが年度末に繰越金を積み立てる状況になる見込みであります。

2点目の歳入歳出構造の特質と財源確保及び財政規律についてであります。歳入については町税が依然として景気低迷の影響から4,637万円の減、地方交付税については特別交付税の算定経費の減から前年度対比6,000万円の減を見込んでおります。地方消費税交付金は消費税率の改正で増加が見込まれますが、交付額は消費の提供を受けることが予測されるため税率の伸びどおりには見込んでおりません。歳入は町税と地方交付税を合わせて前年比較1億円の減であります。歳出はプランの対策効果などで経常経費が前年対比1億9,700万円の減で、事業費は継続事業があるため9,000万円増

となっております。以上のように一般財源が減少する状況ではありますが昨年のような収支不足を発生させない予算編成になっており歳入に見合った歳出とする財政規律を十分に配慮したものになっております。

3点目の財政健全化プランの対策と反映についてであります。2点目でお答えした経常経費の削減内訳は給与費 6,051 万円、公債費 1 億 3,841 万 6,000 円、繰出金 6,836 万 3,000 円、一般行政経費 3,067 万 6,000 円、合計 2 億 9,795 万 5,000 円の減になりますが各種基金への積み立てで 1 億 63 万円の増加があることから、差し引きすると 1 億 9,800 万円の削減効果が出ております。ただし給与費分は勸奨退職者分等によるものでプランの給与費削減から歳出された以外の減額となっております。この給与費分を除いてもプランに見込んだ対策額は十分に反映したと考えております。

4点目の町長公約の反映についてであります。3つの約束と 23 の政策 26 項目のうち 21 項目 80.8% に取り組み、残りは 26 年度において 2 項目が検討中、3 項目目については実施しないこととしております。この中で反映してきているものは 3 つの約束と施策の柱である活気あふれるまち、心あふれるまち、希望あふれるまちであり、今後笑顔あふれるまちと緑あふれるまちの未実施の政策項目についても再検討を行い実地しない項目を補完する取り組みを通して公約達成に近づけていきたいと考えております。

3項目めの活力ある産業のまちづくりについてであります。1点目の産業別の実態と課題及びその対策についてであります。一次産業では素牛価格は高値で推移しているものの円安の影響により配合飼料の高騰などが肥育牛生産に大きな影響を与えております。また近年まれに見る素牛価格の高値推移により素牛生産者の経営状況は安定してきておりますが、肥育一貫生産から素牛生産へと経営形態に変化が出てきております。白老牛のブランドの確立には生産原価を追求した生産基盤の整備が必要不可欠であると考えております。次に水産では自然環境の変化により漁獲量が大きく影響を受けやすいため漁業所得にも影響が出てくるものであります。安定的な漁獲量の確保と支援、保護のために主要魚種に対する漁獲枠の設定や栽培漁業種による固有資源の増大、さらには漁獲物の船上活じめや鮮度の保持などの付加価値向上に向けた取り組みなど資源管理型漁業や栽培漁業の各種取り組みが漁価経営の安定につながるものと考えております。

二次産業については本町の特性として水産物の出荷等に関しては町外への流通が多く見受けられ、地域内の循環を高めるためにも関係機関と連携し地域への供給体制を拡充し雇用拡大できる製造、加工における仕組みづくりが必要であります。また白老牛の生産基盤の整備と並行し安定した流通及び供給体制を目指すための中核機能が必要であり食肉加工における基盤整備について引き続き検討してまいります。

三次産業については人口減少と町外への消費流出により小売り消費が減少し中心市街地でも商店街としての機能が果たされない状況もあり、定住者の促進も含め地元消費を拡大する取り組みが急務であります。また観光業においては 2020 年に向けさらなる連携と消費滞在を向上させる仕組みづくりが必要であり、おもてなしをもって観光案内の強化や誘客活動を積極的に取り組んでまいります。

2点目の（仮称）産業振興計画策定の内容についてであります。経済や環境等の現状を調査分析し象徴空間整備における町活性化推進構想と連動を図りながら地域活性化の課題等整理し、基本方針を設定するとともに基盤及び機能強化するための実践的な施策を検討してまいります。

3点目の地場産業振興戦略をどのように組み立てようとしているのかについてであります。地産地消や六次産業化の推進を基本に地域内での循環や事業者間連携が必要条件であり基盤整備と実践的な活動が急務であります。産業振興計画の確定に着手し各種ビジョンを体系化しながら実践活動を戦略的に取り組むことで地場産業全体の相乗効果を期待し自立した地域経済としての発展につなげたいと考えております。

4項目めの安心・安全なまちづくりについてであります。1点目の改正災害対策基本法の内容とまちの責務についてであります。東日本大震災の教訓を踏まえ防災対策の充実・強化を図るため震災以降2度にわたり災害対策基本法が改正されております。直近の25年6月の主な改正としては被災者保護対策の改善、住民等の円滑かつ安全な避難の確保などであり、その中で市町村が行う具体的な項目としては避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたほか、緊急時の避難場所の指定、避難所における生活環境の整備などが新設追加されたところであります。

2点目の避難行動要支援者が避難するための個別計画についてであります。災害発生時等において自ら避難することが困難な避難行動要支援者それぞれの個別計画については要支援者システム活用し名簿作成作業を行っておりますが、現時点では個別計画の策定には至っておりません。今後改正された災害対策基本法に基づき全体計画であります避難支援計画を策定し個別計画につきましてもあわせて策定してまいります。

5項目めの町立病院と今後の方針についてであります。1点目の在宅医療の考え方及び現状の在宅診療体制についてであります。町立病院では25年6月から平日における町内介護施設及び個人宅を中心とした在宅訪問診療をモデル的に実施しており、町内訪問看護ステーション及び地域包括支援センター等との連携を図るなど今後も引き続き病院改善計画に基づく在宅訪問診療件数の拡大に努めてまいりたいと考えております。なお24時間365日での往診や訪問看護を行う在宅療養支援病院の指定化については将来的な検討事項として捉えております。

2点目の原則廃止の定義と経営改善計画の目標達成の許容範囲についてであります。町立病院は過去10年間の入院・外来患者数の推移において24年度は入院・外来ともに過去最低の患者数となり、これまでも病院経営計画を策定し病院経営の健全化に向けた施策の取り組みを進めてきましたが経営の安定化には至らず、多額の累積欠損金並びに不良債務を抱えるなど一般会計からの繰入金に依存し病院経営が成り立っている状況にあり町財政を圧迫する大きな要因となっています。町立病院は町財政の視点から判断した場合このままの経営状況では廃止を考えなければならない深刻な状況であり、25年度病院事業会計決算状況と26年9月末までの上半期経営状況を見極めながら今後の方向性を決める考えであります。その基準となるものは町立病院経営改善計画になります。また目標達成の許容範囲ですが病院経営改善計画書に掲げる26年度患者数目標値である1日平均入院患者数30名、実稼働病床利用率60%及び1日平均外来患者数125名の確保、さらには一般会計からの繰出金の縮減などが一定の判断基準になりますが今後の患者さんの受診動向や町内の医療体制等を総合的に勘案して政策判断することになると考えております。

3点目の病院の方向性と今後のスケジュールについてであります。私は町民の健康を守る使命と役割を果たす目的達成のために町民の皆さんへ医療提供、健康診断、予防接種など予防医療対策、保健・医療・福祉の3連携施策などの推進は欠かすことのできない自治体の責務であり、地域医療の確



保は極めて重要な政策課題であると捉えております。また町立病院が取り組みを進めている経営改善については町が責任を持ちサポートするとともに、26年度診療報酬改定において病院機能として新たに報酬加算が取得できる事項などを的確に捉えた中で今後の方向性を議会と協議してまいりたいと考えております。

6項目めの職員の意識改革等についてであります。1点目の25年度の退職者数と26年度の採用予定者数及び職員数の適正化についてであります。25年度の早期退職者は一般職で7名、専門職6名の計13名で、定年退職者は一般職7名、専門職3名の計10名、退職予定者合計は23名であります。26年度の採用者は一般職9名、専門職6名の計15名を予定しております。なおこのほかに24年度末に急遽一般職3名、専門職3名の計6名の依願退職者があったことから、その補充として25年度に一般職3名、専門職3名の計6名を中途採用したところであります。また職員数の適正化につきましては財政健全化プラン（案）でお示ししたとおり、本町の将来人口推計をもとに積算した職員数をベースとした定員管理を進めていくこととしております。

2点目の26年度の給与削減率と額及び27年度以降の取り扱いについてであります。26年度の削減率は25年度同様平均9.5%を継続することとしその効果額は約1億1,000万円を見込んでおります。また給与削減については職員組合と単年度ごとの継続協議としていることから毎年協議を行うとともに財政健全化に向けた対策として理解を求めていくこととしております。

3点目の職員の意識改革、喚起についての取り組みについてであります。19年度以降削減率は異なりますが給与削減を7年間継続している状況から職員のモチベーションが低下しないか懸念しているところであります。職員には日ごろより町民から信頼される職員として、さらには白老町職員としての自覚と誇りを持って業務にあたることなどを機会を捉えていってきておりますが、財政の早期健全化を図り町民負担の軽減や職員給与の削減率緩和に努めていく考えであります。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 教育行政執行方針と教育の諸問題についてのご質問であります。

1項目めの全国学力学習状況調査の結果と本町独自の取り組みについてであります。本町の子どもたちの平均正答率は国語・算数・数学ともに全道の平均正答率と同程度の区分に位置しています。前年度と比較すると小学校国語A問題を除き他の7教科において全道・全国平均との差が縮まっており特に中学校国語A・B問題は全道平均を上回っております。

しかしながら国語科においては言語に関する能力、書く能力、算数・数学においては計算・求積・関数的な考え方、図形に関する知識・理解で正答率が低く中階層に属する子どもの割合が高い状況が回答分析から明らかと思っております。

また学習状況調査においては全道平均値と比較すると1日当たり1時間以上学習する割合が少なく、3時間以上テレビを見たりゲームをしたりする割合が高い状況となっております。このような課題へ対処するため本町の学力向上の指針である児童・生徒の学力向上を目指す白老町スタンダードに基づき校内研修の充実をはじめ学習内容の定着を図る学びの循環づくりや小中学校の授業交流や学習規律の整備など9年間を見通した学校間の連携の強化に取り組んでおります。

また子ども一人一人の習熟度程度に応じた少人数指導や道教委の巡回指導教員活用事業、外部人材

活用事業、町単費による算数・数学サポート事業など子どもたちの確かな学力を育成する学習支援を進めております。

2項目めの全国体力運動能力の結果と今後の取り組みについてであります。平成25年度小学校5年生、中学校2年制を対象に実施した全国体力運動能力・運動習慣等調査の結果から8種目の体力を点数化した本町の子どもたちの体力合計点は小学校男子を除きいずれも全道平均を上回っております。種目別では小学校男子で8種目中4種目、女子で8種目7種目が全道平均を上回り、ソフトボール投げ、長坐位体前屈は男女いずれも全国平均を上回っています。中学校では男女とも8種目中6種目で全道平均を上回り、男子で握力、立ち幅跳び、ハンドホール投げ、女子で50メートル走、反復横跳びが全国平均を上回っています。一方小学校男子は握力、反復横とび、シャトルラン、立ち幅跳び、女子は握力が全道平均を下回り、中学校では男女共に上体起こし、持久走で全道平均を下回っており、こうした調査から筋力・敏捷力・持久力に課題があるといえます。町教委では子供の健やかな心身の育成、とりわけ健康の維持だけではなく意力や気力といった精神面の充実にもかかわる体力はあらゆる活動の源であり生きる力を支える重要な要素であると捉えております。そのため体力向上の基本として体育の時間の充実を図ることや各学校が自校の子どもの実態に応じて体力向上に向けた具体的な目標を設定し体力づくりの取り組みを実効性のある取り組みに改善を図ること、さらに家庭や地域における運動や外遊びの機会の確保に向け社会教育事業への参加促進に努めるなど子どもの体力向上への取り組みを進めてまいります。

3項目めの3小学校統合に伴う施設等整備の事業費内訳と今後のスケジュールについてであります。統合後活用する緑丘小学校の校舎については耐震老朽化改修、統合に伴う改修費など約2億8,000万円を一昨日の補正予算において議決をいただきました。その他統合に係る事業費と財源については今後統合準備委員会で課題等を協議する中で施設等の整備の方向性が見えてくると思っておりますが事業が確定しておりませんので推定としてご理解を願います。27年度予算事業として1つ目は改修要望の強い歩道橋の老朽化改修があります。26年度に調査設計をしますがおおむね3,000万円から5,000万円と見込まれます。社会資本整備交付金を活用し10分の6が補助金、残りのうち8割が起債事業を想定しております。

次にスクールバスの購入がおおむね1,800万円と見込まれ想定される財源としては特定防衛施設周辺整備調整交付金を考えております。

次に開校式、閉校式に伴う補助金ですが、校名、校歌等が決まっておりませんがおおむね200万円程度で一般財源となります。

次に体育館ステージ幕を含む備品購入費、廃棄備品処理、備品等の運搬料含めて600万円程度と考えており一般財源となります。28年度からはスクールバス運行委託料として700万円程度で一般財源となります。なお運行することによりおおむね500万円程度の交付税の参入が考えられます。

また3校が統合されることにより学校施設設置管理費で毎年おおむね1,600万円程度が削減されると想定しております。なお財源事業費等については推定であり今後統合準備委員会の協議が進む中で議会や関係各課への説明や協議を進めていきたいと考えております。

4項目めの3小学校統合に伴う教育活動や支援、地域との連携、放課後児童クラブについてであります。学校交流については28年度の円滑な開校に向け統合準備委員会の中でも協議してまいります。

3小学校においては今年度より取り組める子どもたちの交流活動について検討しておりますが、学習交流や遠足、次年度においては修学旅行も検討しております。

統合後の学習支援については新しい環境の中で子どもたちが安心して学習や学校生活を送れるように学習指導や生徒指導の教員加配を求めるとともに3小学校からバランスに配慮した教員配置や学級編制についても配慮したいと考えております。

学校と地域の連携については信頼される学校づくりを標榜しPTA役員や学校評議員を各地から選出したり、各学校が今まで地域を学びの場として行ってきた教育活動を継続するなど学校を開き地域住民の参画を得て開かれた学校づくりを進めてまいります。

放課後児童クラブについては既存の白老の鉄南・鉄北児童クラブと社台小学校含めて開設したいと考えております。今後児童クラブの受け入れ態勢等については運営基準に基づいて検討してまいります。

5項目めの学校統合後の校舎の活用と費用についてであります。小学校統合後に学校として使用しない社台小学校、白老小学校の活用については現在は未定でありますができるだけ早うちに方向性を出したいと考えております。また校舎を解体する場合は概算ではありますが社台小学校で1億円程度、白老小学校で1億5,000万円程度と見込まれます。なお財源的には起債75%の充当と一般財源となります。

6項目めの子どもの貧困対策の推進に関する法律の内容と町の責務についてであります。この法律は子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進するため定められたものであります。内容としては21年度の貧困率15.7%を3年で1割のペースで削減していき33年までに10%未満にするものであります。対象は乳幼児から20歳未満の者となっており、一部の施策については20歳以上の大学等在学者も対象となっております。国では内閣府、厚生労働省、文部科学省が所管となっております子どもの貧困対策計画を策定し6つの基本的施策を掲げ教育、生活、就労、経済的支援等の施策を講ずることとしておりますが今後詳細について国から示されるものと思われま。いずれにしても子どもの貧困について不利益や貧困の連鎖にならないよう国や北海道、関係各課で十分協議していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 再質問をします。代表質問ですので町長と政策議論をしたいと思。8点ほど質問します。

まず選択と集中についてであります。答弁を聞くと私の質問の趣旨との捉え方がちょっと違ったかと思。いますのでそういう旨で質問します。町民の豊かな暮らしを支えるはずの町財政はご存じのとおり財政健全化プランによって赤字の削減、支出の抑制、そして重要政策課題の先送りなどで身動きのとれない状況になっております。私は選択と集中の目的を最小のコストで最大の効果を発揮するための手段であり、政策形成過程で重要な政策判断の元となるものと考えています。選択すべき政策、集中させる政策といった権限は町長にあります。町長がどこまで腹を据えて予算査定や財政健全化プランの遂行、かつ改革を断行しその過日を待てるかあります。大胆な改革等には関係者の利害のある

人たちからの抵抗が予想されますし組織内外からの心配や不安の声もあります。後戻りしないという決意を堅持できるかであります。選択と集中を実践するため原則・基準・条件等を定めておかないと徹底的な無駄の排除や効率的な施策のための選択と集中を実践できない恐れがあります。そこで伺います。選択と集中の原則・基準・条件・優先度などは設定されているのか。あるいは要綱的なものをつくり公正でかつ町民が理解、納得できるようなシステムは考えられているのかであります。

次にまちの預金である財政調整基金についてであります。執行方針で町長は持続可能な財政基盤の確立を着実に推進すると述べています。そのためには災害や大きな経済変動、そして万が一の備えのための蓄え、かつ長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために積み立てておく財政調整基金を確実に確保しておかなければなりません。平成 20 年 3 月に策定した新財政改革プログラムでは 25 年度末の財政調整基金積立残高は 5 億 2,700 万円でした。26 年度の予定は 7 億 6,000 万円を見込んでいました。しかし答弁もありましたが実際 25 年度の現在の財政調整基金は 8,250 万円しかありません。年度末ではふえると、預金すると答弁がありましたけれども、これは重要な施策課題や老朽化する施設の改善、改修需要の対応、今後増大する行政需要を考えると現在の積立金の規模では綱渡りの財政運営で大変心もとない状況にあります。26 年度からスタートする財政健全化プラン（案）では計画期間の 7 年間財政調整基金への積み立てはゼロであります。7 年後の財政再建の暁には安定的な財政運営で、かつ前途に光明を見出すまちづくりの資源確保のためにも基金積み立てに努めていくことが不可欠であります。財布も空っぽ、貯金もないとなると将来に不安は募ります。持続的、安定的な財政運営を行っていくには一定水準以上の積立金、すなわち預金を確保しておく必要があります。そのためには不安定な流動的な決算剰余金の積み立てだけではなく予算編成において万難を排してでも積み立てるといふ強い姿勢で当初予算から措置し、積立金の残高も増額を着実に図っていくことに心がけるべきであります。そこで伺いますけれども計画的に財政調整基金を確保するために積立金の目標額を設定するなどして町民に見える形で基金積み立てをすべきと思われませんが、まちの財布を預かる町長としてはこの件についてはいかがでしょうか。

次に公約の進捗状況についてであります。きょう議会の上に町長公約執行状況の資料が出ましたので、これは私きょう見ましたので内容をまだ把握していませんのでそれを踏まえて質問しています。これまで反映された公約については組み立てと検討合わせて 23 件との答弁がありました。私は実行したか実現したかが問題であると思います。そこで町長としても危機的な財政状況にあって制約や限られた財源の中で着実、柔軟に公約実現を図っていかなければなりません。私から見ると実施時期、事業概要、事業費、支援策等が明らかになっていない公約が数点あります。町長の任期は少なくありません。そこで私が思う分についてここで質問したいと思います。

1 つはこの後私も質問しますが、25 年度において具体的に取り組むとされていますけれども制度設計や支援策、これは六次ですから一次のものではなくて連携した中での六次がどうなっているかということでもあります。

それと 26 年度の執行方針で中学生までの医療費全額無料化について実施方法を示すところ伺いましたけれども、残された任期で実施できる、すると理解していいのか。もしそうであれば財政健全化プランとの整合性はどのように図れるのか。これについては財政健全化プランには計画も数値は載っていないはずで。

4つ目、町内会、地域団体との連携した高齢独居者の孤立防止事業、これについては実施の時期あるいは当然組織づくりと必要だと思いますけれどもこれについてはどうなっているのか。

次に障がい者雇用の場の確保のため国の補助とは別に町独自の補助制度を設けるとしてはありますが、これも同じく実施時期、制度の概要、具体的な支援施策、やるとすれば事業費はどれぐらい見込まれているのか。

次に太陽光発電導入による個人住宅の助成策であります。これも同じような内容でお聞きします。

次に公営住宅を中心部に集積する街中整備をするところについてはありますが、この取り組み状況。そして（仮称）事業選択会議はこれからつくろうとしても若干遅きに失する感もしますがこれについての設置時期とか組織編成などはどのようになっているのか。

以上私が今申し上げました公約については任期でどのように講じられるのか、担当者ではなくて町長の声で答弁をお願いいたします。

次に水産振興にかかわる栽培漁業と白老港内の漁業権についてであります。町長は26年度でも各種栽培増殖事業の検証に取り組むとしています。実態は19年頃から若手漁業者が主体になり潜水漁業部を立ち上げ未利用資源となっている港内のウニ、ナマコの潜水機で漁獲する計画をしました。平成24年度から漁閑期の収入を得るため本格的に潜水漁業に着手しています。しかし港内は漁業権が放棄されたことから漁業者以外の人たちがウニ、ナマコ等採捕するようになり資源枯渇の原因であったにもかかわらずこのような行為を規制することができませんでした。このような採捕行為は種苗を放流し資源管理しながらつくり育てる漁業の定着を目指している漁業者には大きな問題になり、栽培漁業としての資源管理と増殖のために一度放棄した漁業権を復活するよう議会でも議論がありました。これまで漁業権の復活について漁協や関係機関と協議を重ねてきているとは思いますが、そこで伺いますが白老港内の漁業権の設定はどのようになっているのか。そして漁業権の設定の行方によってこの区域での今後の栽培漁業の増殖はどのように取り組んでいるのかということです。ただ検証するといっていますが具体的な形で答弁をお願いします。

次に避難行動要支援者が避難するための個別計画についてであります。答弁もありましたが避難行動要支援者すなわち災害時要援護者の避難対策であります。答弁を聞く限りでは取り組みは進んでいないようであります。災害時要援護者を避難させるために対象者の範囲はどこか、どうか。それらの方をどういう方法で避難させるか。そのために町内会や民生委員とどう連携して避難をさせるかなどの対策をまとめた個別計画を早急に策定していくことが重要であります。要支援者の名簿作成、名簿の更新と情報共有が必要なことから町では平成23年度に国の補助金をもって要援護者対策事業で要援護者台帳システムの整備をしています。今答弁にもあったように名簿作成作業にとどまっているということであります。災害はいつ来るかわからないのです。なぜこのような大事で重要な取り組みが進んでいないのか。理事者はどのように認識しているのかお聞きします。

6点目、次に町立病院であります。病院について2点伺います。まず1点目、在宅診療報酬と終末期医療についてであります。町立病院が26年度から在宅訪問診療の拡大を行うとしたことで適宜な対応を期待してはいたけれども、今の答弁を聞く限り具体的に踏み込んだ答弁になっていないと思います。これは残念であります。そこで私は高齢者が安心して地域で暮らしていただけるための在宅等を含む支える医療に重点を置いた医療体制の充実と町民に信頼される、喜ばれる医療によって地域の医療

を守っていくべきと考えています。そこで在宅診療について訪問診療も行っている小沼先生は広報げんきの3月号で自分が通院で見ている少数の患者を訪問する体制がやっとの状況である、それでもまず一歩であるとして町立病院として訪問診療に取り組める体制にできればと思っているとの談話が載っていました。小沼先生の支える医療に対する姿勢を垣間見ることが私はできました。しかし町長の答弁はそのような話ではなく在宅療養支援病院の指定については将来的な検討ということで捉えらなっており、一方で猪原院長は町立病院の経営改善での説明のために出席された議会の財政健全化調査特別委員会で町立病院の病床の役割についてこういっています。白老にどうしても最後までいたいという方の受け入れ先でもあり現状の病床のあり方を述べられました。終末期医療に対して猪原院長の温かい医療に対する姿勢に私は感銘を受けました。私は在宅医療や終末期医療は地域で解決するほうがいいと思っています。そこで在宅医療、終末期医療は病院長や一人の医師のみで決してできるものではありません。保健・医療・福祉の3連携を進めている中であって町長が率先して判断をし政策として決意して進化させないと在宅医療や終末期医療の進展はあり得ないと思っております。そこで町長に伺います。新たな病院のプランを策定する際にはそのプランに在宅医療、終末期医療の位置づけをどのように考えられるのかそれについて伺います。

2点目であります。地域医療と病院のあり方についてであります。今答弁を聞く限りでは原則廃止という文言は使われていませんでした。1年後原則廃止を打ち出す前に原則廃止後の病院のあり方の方針を予め町民に提示すべきだったと私は思っています。町長は23年12月町長になったときの所信表明で病院の改築を公約しています。そして24年度の執行方針ではこういっています。総合的な病院経営環境を考慮した基本計画を策定し改築内容は時期などについて判断するとしています。そしてことし25年度です、町立病院の方向性の決定を進めると述べています。しかし私から言わせていただくと基本計画の策定による改築内容の時期の判断はおろか方向性の決定もなく、町長が下した判断は院長の策定した経営改善計画をもとに経営状況を見極めながらその後の方針を決定するとして先送りでした。そして26年度の執行方針でも今後の方針を示すとあるだけです。そしてきょうの答弁でも町立病院改革の計画は計画の結果次第で政治判断をしたいとこういっています。過日の病院経営改善計画について議会と議論した際には町長はことしの9月までに病院の方向性を決定し議会に示すと答弁されています。答弁の中には期日も入っておりません。少子高齢化・人口減少時代の将来を見通したまちづくりの中で1日でも早くどのような病院をつくるのか問われています。

そこで町長に2点伺います。新たな病院の方向性のプランができあがる時期はいつですか。

それと2点目、これは町長としての考えです。町長は持続可能な地域のあり方と将来あるべき病院像をどのように考えていますか。これがなければプランとしての理念には反映されないと思います。もう町長は2年4カ月町長やっています。当然考えていると思いますので、もう一度言いますけれども、町長は持続可能な地域医療のあり方と将来あるべき病院像をどのように考えているか伺います。

2問目の最後になると思います。次に職場のモラルと職員のモチベーションについてであります。答弁の中では職場の士気、やる気、モラルについては触れませんでしたけれどもそれも含めてお聞きします。会社再建が成功したときによく使われる言葉があります。日産自動車のカルロス・ゴーン社長の話です。改革の目的を確立しそれを全従業員に周知徹底させ現場の士気をアップさせたことが成功した要因の1つとあげています。先ほどの答弁あって職員のモチベーションが低下しないように懸

念しているところがありました。私は町職員の多くのモチベーションは押しなべて高いと感じていますが、一方では現状の行政運営を見るにつけ現場でのモラルの低下に対して町民の目は厳しくなっています。その要因の1つと考えられるのは、これは私の考えですけれども、数年前から導入したグループ制にあると思っております。従来のピラミッド型のグループ制を並行した組織の形態の中にあってグループ内に役職をたくさんふやしました。それが肥大となって組織の硬直化、劣化を招きモラルアップの阻害となっているのかと思っております。町長が目指す民間経営感覚を導入した組織にするためには職員意識と組織風土の変革が必要であります。町長は25年4月には部制を廃止し機動性を高める課制に組みかえていることは承知はしております。町長はこういっています、これまでの慣例や習慣にとらわれることなく社会変化に柔軟に対応できる組織等をゼロベースで見直すところいっています。不断の組織改革は欠かせません。モラルとモチベーションアップのためにも組織をゼロベースで見直す、町長がそういっていますから、そして今戸田カラーを打ち出す機会にあると私は思っています。そこで伺いますけれども町長が言っている組織などをゼロベースで見直すこのことの本質、それと今後の組織改革をどのように考えているのか伺います。

それで再質問終わります。

教育委員会のほうについては教育長のほうから具体的1答目で具体的に私の理解できるような答弁がありましたので再質問はありません。

○議長（山本浩平君） それではここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時10分

---

再 開 午前 11時30分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番、前田博之議員の再質問に対する答弁を順次お願いいたします。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） それでは答弁させていただきます。

1つ目の選択と集中ですが、今回の町政執行方針にも入れさせていただいたのですがまず選択です。福祉や産業も含めて3つの方針を示しております。まず選択をしてそこで3つの方針について集中をしていくという大きなまちづくり方針を示させていただいております。また25年度、選択と集中の中で私が就任してからですけど町の財政が非常に大変だということで今年度は特に財政健全化に向けた財政プラン（案）をずっとこれに向けて集中してきました。財政は選択と集中という中では9項目の重点項目を出させていただきまして、そこに集中するというところでちょっと細かい話をしますと補助金の定義も7つの分類に分けて、その7つの分類も廃止にするのか削減するのかということで選択と集中をさせていただきました。またその定義なのですが、きのうもちょっとお話したのですが、それに向けては政策調整会議という会議をもって政策会議で決定をさせていただいております。

2点目の財政調整基金の話です。前田議員おっしゃるとおり家庭でいうと本当に預金も貯金もない状態で安心して暮らせるのかと全くそのとおりでと思います。財政健全化プランに示しているときには財調がゼロでお示しをしたのですが何とかの努力をしたいと思いますので、積立金を毎年積んでいくようにお示しをしたいというふうに考えております。

それと3番目の公約です。1つずつお話をします。六次産業化の支援なのですが大きくは立ち上げました白老牛の生産販売会議の設置でございます。白老牛も含めて虎杖浜タラコ等々の六次産業化の取り組みは白老町は以前から行っておりましたが、それに向かってもっと確立する、もっと幅を広くするというので販売会議の設置をさせていただきました。

それと中学までの医療費無料化の話でございます。昨日もお話しましたがこれも財源、みんな全てそうなのですが財源の中から事業を行わなければならないということを考えますと対象や範囲、手法などを考えて実施をしていきたいというふうに考えております。

高齢者の独居者の孤立防止事業なのですが、これは各地域で高齢者向けに無料で講演会等々を実施しております。また民間との連携体制もとっておりますし、26年度は高齢者から障がい者、そして子どもたちまでの見守りネットワークの構築を考えております。

それと障がい者への雇用の独自補助なのですが、これも財政が大変だということで今未実施のままでございます。

個人住宅への太陽光発電助成なのですが、これは実は経産省、国の補助の対象にもなっておりまして、実はこの補助の対象が町も補助すると補助がもらえないということでもありますので国のほうの補助を優先させていただいております。

公営住宅の中心部への集積でございます。今公営住宅が老朽化になっていますので建てかえの時期にはできるだけまちの中心部で住んでいただくように公約に載せてはいるのですが、今財政状況等々、そして公営住宅の今の状況というか環境も含めまして今後検討中でございます。

事業選択会議の設置でございます。25年度までいろいろ考えてきまして今ようやく構築できますので26年度4月以降に実施をしたいと考えております。

要支援者の個別計画の理事者の考え方なのですが、これは避難訓練です。昨年全町的に避難訓練もさせていただきましたし一昨年も全町あげて町内会で避難訓練をさせていただきました。私も自分の住んでいる町内会とともに避難訓練を行ったのですが、そこはやっぱり体の不自由な人がいて、この要援護者に対する避難の取り組みもしていかなければならないと認識しているところでございます。それに個別計画なのですが国にも今お示しがあつたようにこれから取り組みたいと考えています。この辺の詳細については担当のほうからまたお話をさせていただきたいと思っております。

訪問診療、在宅医療については政策判断が必要だと。これは政策判断でなければ逆に決められないと思っております。持続可能な地域医療についてなのですが病院像の話もあってちょっと重なるかもしれないので1つでお話をしたいのですが、病院像は一言でいいますと町民に信頼される病院ということでもあります。それではどうすれば信頼されるかというのはきのうもお話ししましたが、病院は病気だけを治すわけではなくて、そこは予防とか家族構成とか環境とかも含めてアドバイスすることによってそこに信頼が生まれる、これが町民が信頼して通える病院像だと思っております。持続可能な地域医療も信頼される病院または地域医療なのですが、高齢化が進む中で訪問診療や在宅医療はこれから必要になっていくと認識はしておりますが、これも多額な財政がかかりますのでこの辺は慎重に取り組みたいというふうに思っておりますし、今のままの医療体系ではだめだというふう認識しています。

町職員にゼロベースを見直すというお話なのですが、昨年ちょうど1年前部制を廃止して今の体制



でスタートさせていただきました。まず部制をなぜ廃止したかといういろいろな理由があるのですがそこには情報の共有化、今課長会議も含めて政策調整会議、政策会議もやっっているいろいろな事業に対して情報を共有する、スピードを上げているところがございます。1つ思ったのは部制を廃止して課長が議会の対応もしているのですが、組織を変えるということはそこにやっぱりスムーズに進むものとやっぱり変わったことによって障害が起きるところもありますので、この辺の課題についてはクリアをして確かな組織をつくっていきたいと思いますし、その組織の中では行政局を強化した中には財政が1丁目1番地のところもありますので財政の健全化を強化するというところで今年度は行政局の強化を図りました。

以上です。あと詳細については担当からお話をさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） それでは私のほうから白老港内の漁業権の設定についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては昭和59年の白老港の漁港区の建設に当たりまして国のほうから共同漁業権の放棄が求められたことによりまして保障なしでの共同漁業権の放棄をさせていただきます。こちらのほうにつきましては先ほど前田議員もおっしゃってましたとおり栽培漁業の関係でナマコ、ウニ等を栽培漁業している状況でございますけれども、漁業権の設定がなかったということで密漁等が出ているという状況になってございます。それによりまして漁獲量とか漁業者の所得に影響が出ているという状況になってきております。それを受けまして漁協といたしましては北海道に相談をいたしまして、北海道としては漁業権の復活につきましては関係機関の同意が得られれば漁業権を回復しても構わないということの回答を得てございます。国はこれを受けて漁港区内での漁業補償をしていない区域については漁業権の復帰をしても構わないというふうに了解をいただきまして、なおかつ港管理者のほうも港湾の管理者上の支障がないということで漁業権の復活に同意を受けたものでございます。こちらにつきましては平成25年9月1日に認可されたものでございます。これによりまして漁業補償ができるということになりまして資源の管理と増殖に努めてるということになってございます。

今後増殖事業でございますけれども水産試験場、それから水産普及所との連携を図っていきながら生産技術の向上、それから資源管理の強化を図っていき、ナマコ、ウニ、アワビ等の増殖に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 私のほうから避難行動要支援者の個別計画の関係でお答えさせていただきます。個別計画を作成しましてその方の情報などを関係団体等のほうに報提供する場合におきまして一番問題になってくるのは個人情報との関係で、どうしても本人の同意が必要であるため思うように進んでいなかったのが現状であります。今回改正された法律におきましてある程度個人情報の情報提供と利用について示されました。その内容を参考にしながら全体計画、個別計画の策定を実施したいと考えております。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 私のほうから病院の関係で若干補足説明させていただきます。ご

質問にありました中で新たな病院の方向性、プランという言い方でいつ示せるのかというご質問がございました。26年度国の医療報酬改正の年ということもありまして国の医療の方向性が今変わろうとしています。ご質問の中にもありましたように都市の専門員あるいは地方の総合医といった取り組み方も変わってくるそんな情報もある中でまずは診療報酬、病院の経営の状況これがどう影響していくかをまず的確に押さえたい。それと将来の受療動向、これ患者数の推移ですが10年後、20年後を見据えたとき患者さんがどう変わってくるか。確かに超高齢社会に入りますのでそういった患者さんの推移もきちんと見計らった中であり方は決めていきたいということで考えてございます。そういった中でご質問にありましたいつ示せるのかということは現段階では申し上げられない状況でございますのでご理解いただきたいと思います。

それと1答目で町長お答えしたとおおり、在宅診療こういったことも検討の中に入れてございます。以上です

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 再々質問します。今町長から答弁がありましたけど代表質問ですので一つ一つ質問していくと時間がありませんし、代表質問という趣旨からいけば大きな形の中で質問もしていきたいと思います。

そういついながら財政調整基金についてお聞きします。ただいま町長のほうから財政調整基金は積立していきますということで、私は予算積み立ても含んだ答弁だというふうに理解していますので前向きにやっていただきたいと思います。

それで今いったように代表質問でありますので各論について2点お聞きしたいと思います。これは担当課長の答弁で結構です。1問目の答弁でも財政健全化プランの対策と反映についてというところで給与費とか公債費が大きな額にあって、これらについてプランに見込んだ対策分は反映したと考えていますとこういっています。これを踏まえて質問しますが、予算と連動する、ただいま申しあげました財政健全化プラン（案）の26年度の収支見通しは2億2,000万円の財源が不足することになっています。その不足財源は歳出削減によって捻出されています。今の答弁にあったとおりのことです。このうち歳出削減の51%に相当する1億1,300万円が人件費になっています。この額は答弁でもありましたけれども25年度の早期退職者と退職補充新規採用者の給与の差額分の人件費相当額がありますけど、これは財政健全化プランには含まれていません。ということは予期せぬ多くの職員が早期退職することによって想定外の財源が捻出されたこととなります。よって早期退職者の人件費が上乘せになると26年度での財政健全化プランの歳入歳出差し引きゼロとなっている収支が多分プラスに転じることとなります。また第三セクター債の償還が15年から20年に延長されました。延ばしたことによって後年度負担となって先送りはされますけれども一時的に財源が前倒しで生まれます。答弁にありましたとおりのことです。ただいま申しあげた2件については予算編成などで歳出財源に充当することなく、さらに裁量行為の及ばないよう歯どめをかける意味からも財政健全化プランでの積み立てを計画、そして当初から予算計上するなどして明確にしておき将来に備えた財政運営にすべきであります。そこで伺いますがただいま申しあげましたが25年度での早期退職者によって生み出された額、第三セクター債償還延長によって生み出された額はそれぞれ幾らになったのか、そしてこの額の使い道はどのよ

うになっているのかです。一部は多分 26 年度に予算に入っていると思いますけれどもそういう意味の使い道がどうなっているかということです。そして財政健全化プランでも私が前段で申し上げたように、この予期せぬ財源が浮いているはずですから、これのことを含めて財政健全化プランでの取り扱いはどのようになるか。積み立てに対して財政健全化プランの中でどうするのですかということであります。

次に任期付職員制度の活用についてであります。答弁でもありましたがまちづくりに理想と使命感を持って役場に奉職した職員がなぜ定年を待たずに次々と辞めていくのでしょうか。23 年 3 月の新財政改革プログラムによって 50 名前後の職員が早期退職し、その後も多くの職員の早期退職が続いています。答弁あったように 25 年でも早期退職者が相当数に達してます。有意な人材の流出は人的枯渇となって組織の衰退に繋がります。町長はわかっていると思います。職員の大量の早期退職、大幅な給与削減は一人一人の職員に求められる負荷は従前よりも大きなものとなり、町民からの多様な行政需要の増、重要政策課題の取り組みに対しては従来からの業務執行スタイルを改め政策形成能力や専門能力を持ち、より生産性の高い組織へと役場を変貌させなければならない事態に直面しているとは思っています。職員定数の削減や予算の減少によって役場のスリム化が進む中で役場が組織としての力を維持・向上していくためには職員の人材育成、先ほど町長もいっていましたが、それと確保及び組織編成が非常に重要な問題になります。町は平成 21 年 4 月に制度化した白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例によって優れた識見を有する者や専門的な知識経験を必要とする者を選考により採用することができるようになっていきます。ご承知のとおり任期付職員制度は一時的な行政課題や業務量に対応する場合、あるいは優れた識見、知識、経験を有する人材の確保ができるものです。またこの制度によって行政機関や民間等で培った専門的な知識や経験を公務に生かせること、定員管理、職員の年齢構成の是正、職場の活性化、そして人件費の抑制などといった利点があるようですしあります。さらに即戦力として期待できることから任期付職員制度を活用すべきと思われますが町長の考えを伺います。

次に災害時要援護者避難個別計画の策定についてであります。要援護者の避難させるためには町内会等の協力や地域の共助が不可欠であります。答弁もありましたが災害時要援護者の名簿の共有は個人情報保護法との兼ね合いで難しいとされていますが災害に備えるための名簿の共有は必要と考えており、内閣府では災害だけに使うとの了解が必要であるとしていますけれども、そのための担当課との調整などが必要と思われます。災害時要援護者避難個別計画はいつまでつくるのか答弁ありませんでしたから、避難時要援護者避難個別計画はいつまでつくり、いつまで町内会と打ち合わせを終了しているのかであります。これは町民の命にかかわっていることなので早急に作成しなければいけないのです。これは理事者が厳命に指揮、命令しなければできないと思いますけれども現場である副町長の考えをお聞きします。

次に病院の経営状況についてであります。ただいまの答弁を聞くと失礼な言い方かも知りませんがけれどもまたまた先送りされるような答弁と受け取りました。ということは 4 月から診療報酬の改定が予定されている、そして国では新たな地域医療介護総合確保推進法を今議論されています。これによって病院の経営環境が大きく変わろうとしていることは私も理解しますがけれども、私が先ほど言いました町長の 23 年度の執行方針の病院に係る姿勢からいけば、これは理由にはできないと思いま

す。これは町長だけの責任ではないと思います。庁舎全体で組織をあげて考える問題だと思いますけれどもまたまた先送りされていると私は受けとめました。多分ほかの議員さんもそう感じていると思います。さらに 26 年度から始まる財政健全化プランと町立病院経営計画には病院の改築に係る事業費は含まれていないのです。院長が自ら策定した経営収支計画によると医療費収益で 4,200 万円の増収、それと経費等の費用削減で 4,700 万円、収支合わせて毎年 8,900 万円の増収を見込むとしているのです。町長からも月の患者数聞きましたけれども、患者数目標値は入院で年間 1,500 人の増、外来で年間 1,568 人の増を目標として収支の改善を図るとしています。私はこの収支改善額が町立病院を存続するかしないかの分岐点と考えます。これからの議論からいってもこの部分の数値は避けられないと思います。

そういうことで 2 点伺いますけれどもまず 1 点目です。ただいま申し上げた毎年 8,900 万円の増収確保の数値目標の達成が町長がいう経営状況を見極める判断になるのかということです。今まで曖昧ですから、これははっきり答弁してください。

それとずばり町長にお聞きします。なぜかといったら、これまでの答弁を聞いても先送りされるような雰囲気ですのでずばり聞きます。これまでの議論を踏まえてまちの財務体質、それと財政力に照らし合わせた場合、本当に病院を改築できると町長は今時点で考えていますか。正直な腹を言ったほうがいいと思います。

次に栽培漁業の推進であります。今答弁ありましたけれども白老漁港区に平成 25 年 9 月に漁業権が設定されたということでもあります。このことによって今後白老港の漁業対象資源が漁協の資源管理のもと有効に活用されるほか資源の増殖や漁獲増についても推進が可能となりました。先ほど平成 20 年度から地場雇用資源の活用のため栽培漁業の推進と資源増大に着手していると私は質問でいいました。これは白老・虎杖浜地区で効果が出ているのです。これまでの漁獲高とか実績を町長は知っていますか。担当から聞いていますか。もし私の数字が間違えいたら訂正してほしいのですが、20 年度から 24 年度までのナマコ、ウニの総漁獲実績、白老・虎杖浜地区を合わせた 5 年間で数量は 45.3 トン、金額にして 1 億 2,120 万 3,000 円の漁獲高になっています。1 トン当たりになると約 267 万円なのです。魚価の収入減に結びついています。このうち白老地区での漁獲量だけで見ると 48.5% になっているのです。このことは関係者のこれまでの努力の賜物と私は思っています。太平洋特有の条件のもと白老・虎杖浜でこの 5 年間ナマコ、ウニを中心とした育てる漁業は一定の成果を上げていることを踏まえてこれまで以上に力を入れて栽培漁業の振興を積極的に推進すべきと私は考えています。町長も知っていると思いますけれども栽培漁業の基本は種づくり、漁場づくり、人づくりであります。こういわれています。栽培漁業の推進を図っていくためには町長は検証と聞いていますけれども、もはやこういうふうに数字で実証されているのです。26 年度予算では将来の生産に結びつく資源の投資は措置されていませんが白老・虎杖浜地区の栽培漁業の振興、すなわちつくり育てる漁業をどのように取り組み魚価の安定につなげようとしているのか。町長に具体的な施策あるいは考え方を伺います。

最後になります。六次産業化についてであります。これは提案も含めて町長に伺いますので聞いておいてください。商業・観光にかかわる調査分析のため産業振興の計画の策定を 26 年度予算で計上しています。後に繋がりますがこれが悪いとかという意味ではないですから。町長は平成 23 年度の所信表明六次産業の創業へ支援する、これを 5 本の政策の柱の第 1 の柱に掲げて重点政策としますと。

きょうの答弁でもありましたし、白老牛の六次の販売戦略つくっているといいましたけど私はそれだけではないと思っています。重点政策に町長が掲げていることだから六次産業化に向けて特に地場産業の振興に生き残りをかけ総力を挙げて取り組むべき重要事項だと私も考えています。そのためには限られた財源や人材をより効率的、重点的に配分しなければなりません。私は農・商・工連携、そして融合による地域資源を活用した六次産業化の推進に特化し、それこそ選択と集中ではありませんけれども集中をさせて総合的な推進策を講じて具現化すべきだと思っています。今は物や形にはなっておりません。なぜかという白老にとって必要なのは外貨の獲得なのです。白老町は優れた農林水産物を生産、供給しています。潜在力を引き出す新たな経済活動を見出さなければなりません。国は六次産業化法を平成 20 年 3 月に制定しています。ご存じですよ。この制度の 1 つの事業に総合化事業計画というのがあります。この事業の認定を受けるとさまざまな政策支援を受けることができるようになっていくのです。それと国は昨年 25 年 12 月に農林水産地域活力創造プランを策定しています。町長知っていますか。このプランには 4 つの柱があるのです。その 1 つに農林水産物の付加価値向上を目指し六次産業化等の推進を図るとして政策の方向性が示されて、このプランでの六次産業化等の推進の政策目標は 2020 年度までに六次産業化の市場規模を 10 兆円に増加させるということを目指しているのです。これは近々具体的な方針が示されるようです。そこで提案ですけれども、いいですか町長、町長が 26 年度で策定しようとしている産業振興計画これも包含して、ただいま申し上げました農林水産地域活性化創造プランや六次産業化と国の政策的制度の活用も視野に入れて、農・商・工が連携する六次産業化の一日でも早い具現化に向けた白老町六次産業化振興ビジョン的なものを策定すべきだと思いますけど町長の考えを伺います。これは本当に今ある程度ビジョンですから、そうすると農・商・工の方々がどこに向かっていくかということがわかると思います。その結果何が必要か、そうすると道の駅的なものにまでつながってはいくけれども、これはいろいろな問題があり経済界がつくるとか行政支援するそれは別にして結んでいくのです。ぜひそういう白老町六次産業化振興ビジョンそういうものちゃんとつくって産業のいく方向、それでこれによって外貨を獲得する地域型循環も伸びていくとそういうものを私はぜひつくるべきだと思いますけれども、以上の質問をもって代表質問を終わります。

○議長（山本浩平君） それでは再々質問の答弁をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 財政調整基金の考え方でございますけれども 2 答目で町長からも答弁しましたが、プランの当初計画ではゼロというような考え方を示していましたが、今成案化する中では財政調整基金に積み立てる内容にしていきたいと考えております。本年度の 26 年度の予算編成に当たってはスタート年であるということから財政健全化プランに盛り込んだ対策を十分に組み入れてやっております。これは答弁を町長のほうからしています。

その他議員がおっしゃる給与費の 6,000 万円と第三セクター債で当初 15 年から 20 年にすることによっての差額が約 3,300 万円ございます。合わせる約 9,300 万円ぐらいの金額になりますけれども、それに関しては全体歳入予算について財政健全化のプランのスタート年ということでございますので相当厳しい予算を組み込んで作成を実はしております。そういう中からこういう財源も本来でいけば当初から想定された以外の金額でございまして、議員の言うとおりの財政調整基金に積み立てて本来

スタートするというのが基本的な考え方でございますけれども、歳入に関してはいかんせん皆さんご存知のとおり過去を見ても課税が終わった段階でないとなかなか確定しないと、厳しい積算はしているのですけれども課税が終わってみなければわからないという現状がございますので、そういうこと踏まえたり交付税についても地方財政計画では今年度も1%という減額の計画になっておりますので、そういうものも含めながら編成した結果そういうものも厳しく見ながら編成して、この財源もこの中には含んで実は入れております。ですから結果本年度財政運営をした中でそういう歳入財源が多く出た場合には当然財政調整基金も積み立てる状況になるのではないかと見込んでおりますのでそういう状況で編成したということの基本に行ってまいりましたのでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 私のほうから2点目の任期付採用の関係、組織のあり方といいますか、その部分と要援護者の名簿の云々についてお答えいたします。

早期退職者、それぞれの理由により早期退職が出ています。一概に例えばモチベーションが下がって将来に向けてどうのこうのということではなくて、それぞれの理由があって早期退職されているというふうに思っています。私どもも早期対象者、主要な部分については個別にお話を聞いたりそういうようなことしながら対応しているのですけれどもそれぞれの理由があるのかというふうに思っています。そういう中で今の年齢構成それと組織力といいますかそういうことを考えたときに、今条例で定めている任期付職員の採用こういうものを活用したらどうなのかというようなお話だと思いますけれども、当然条例を制定しているということはそういう場面があればこういう条例を適用した中で採用しますというようなことは制定時の考え方で当然そのとおりです。基本的に長期の採用ではなくて期間を決めて、あるいは特化した業務にだとか集中した業務にだとかそういうような形での任期付採用ですから、今後そういう条件があれば条例化しているということはこれを適用するといいますかそういう考え方はやぶさかではないというふうに思っています。ただ私どもも年齢構成とここ5年ぐらい定年の退職職員が多くなります。そういう中で昨年からもそうですけれども、ことしも新規採用職員の年齢条件を上げたり社会人枠を採用したりというようなことである程度年齢構成のバランスをとるといふことと、やはり即戦力をどうするかというようなことで採用の仕方も少しずつ変わってきていますのでそういうような形で対応していきたいというふうに思っています。

それと組織力の話がありましたけど、確かに私自身もいわゆる大量に職員が退職するということになれば、やはり今までのノウハウを持った職員が一斉にいなくなるだとか、それからノウハウや技術を継承しない中で組織が弱体化するとかそういうようなことを一般的にいわれている部分で懸念するところがありますので、それについてはやはり人材育成という中では先ほどお話ありましたけれども、政策形成能力だとかいわゆる地方自治をどう守っていくかというような研修を通して人材育成に努めていきたいというふうに思っております。

それから3点目、要援護者の名簿の共有ということで私どもも個別の事業には十分承知していない部分がありました、正直。担当とも聞きますとやはり個人情報等々の全体計画はいいのですけれども、個別の個人の情報の計画書となると非常に押さえる項目もたくさんあってなかなか進まない状況だというような話を聞きました。先ほどのご質問でいつまでですかという時期の明示がありましたけれど

も、なかなか今この場で何年というような表現はできないのですけれども、状況は押さえましたしその必要性も当然押さええていますのでそういう中では速やかにそういうようなものに対応して行って、それこそいつで何時そういう災害がありませんのでそういう弱者といいますか、そういう方々の支援をどうするか、それとその情報をいろいろな機関でどう共有するかということについての対応をできるように速やかに対応していきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 私から病院の判断と改築のお話をさせていただきます。病院の判断は今現在進行中の病院改善計画にのっとって判断させていただきます。何回も同じような答弁をさせていただいているのですが、改善計画と合わせて 10 年後 20 年後の白老町の地域医療のあり方も含めて判断をさせていただきたいと思います。

改築なのですが今の段階では健全化プランの中に改築の予算は組み込んでいないので大変難しい状況ではありますが、病院もしくは白老町の地域のあり方の方向性が決まった段階で今の町立病院の建物の老朽化はご存じのとおりでありますので近い将来必ず建てかえか何かをしなければならないと思っておりますので、そちらのほうもあわせて改築のほうはお示しをしたいと思っております。

漁業の漁価の安定の考え方についてなのですが、先ほどお話聞いたとおりウニ、ナマコの魚価が大変好調だということですが、またそのほかにもマツカワ等々に計画どおりいかないものもあります。この辺は漁業専門員も漁業者もしくは組合とちゃんと協議をしながら今進めておりますので、こちらのほうは引き続きそういう対応させていただきたいと思います。

それと六次産業化振興ビジョンの話で私もちょっと勉強不足のところもあつたのですが、この辺は地区振興計画の中でも十分検討していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 特に答弁漏れがあれば指摘いただきたいと思います。

13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 六次化産業です。私はある程度提案して具体的に言っているのに、今の町長の答弁でいけば、また別な計画とすり合わせて考えていくというのだけど、もうちょっと踏み込んだ町長の六次化産業が 1 つこういうものがあると。そして観光と連携すればこういうものになるのだと。私が言っているのはそういうことを目指したいので六次化産業ビジョン的のものはどうかと言っているのです。その中に私が言っているものが町長のイメージしている部分と合致すればそういうものをやっぱり考えていきたいというふうになるのか。今町長は別な計画あると言っていましたけど、私が今提案したのは役割というか白老町の産業のあり方についてそこで収束されるのだということの考えなのか。もうちょっと踏み込んで町長がこういうことを考えている、私いったものはそれはいいのだと、私は別なことを目指しているのだとそういうことになるのか。自分で今考えていること、私がいったことが近づいているのであれば、副町長も今言ったけれども担当のほうとも勉強させていいのものであれば一緒に形にしたいのだとそういうことなのかどうかということを知りたいのです。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 六次産業化の考え方をまずお話ししたいと思います。六次産業化はすごく幅が広いので余り特化しないほうがいいと思っています。特化して進むのは構わないのですが、白老

町には白老牛からタラコ、シイタケ、卵からいろいろな食材資源がありますのでこれに特化という形では前田議員も思っていないと思うのです。白老町にある資源を生かした六次産業化を考えております。キーポイントとなるのは 2020 年に開設が予定されている象徴空間であります。これは六次産業化も含めて教育や環境整備等々も含めますので、これは白老町にしかない特化すると資源だと思imasuのでこの象徴空間、アイヌ文化も含めた中で六次産業化を考えていきたいというふうに思っております。具体的には例えば白老牛やタラコをただ取って加工して売って消費してもらうのではなくて、ここに例えばアイヌ文化の昔から引き継いだ食文化等々の付加価値をつけて六次化になっていけばいいと思っております。そこに先ほど前田議員がいていたように六次産業化の振興ビジョン等々の国の施策がマッチするのであれば共有していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、13 番、きぼう、前田博之議員の代表質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 0 時 1 6 分

---

再 開 午後 1 時 2 0 分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 吉 谷 一 孝 君

○議長（山本浩平君） 代表質問を続行いたします。

9 番、かがやき、吉谷一孝議員、登壇願います。

〔9 番 吉谷一孝君登壇〕

○9 番（吉谷一孝君） 9 番、吉谷一孝でございます。会派、かがやきを代表いたしまして平成 26 年度町政執行方針基本姿勢について代表質問を行います。

この 2 年間は町立病院、バイオマス燃料化施設、税収の落ち込みなど財政再建に追われた 2 年だったように感じます。しかし 26 年度からは基本姿勢の中で述べられているように将来の展望を軌道に乗せる重要な年、持続可能なまちづくりを進めるための大きな期待と道筋を示し協働・連携による地域実践に臨む年としています。まさしくこのことは町民が戸田町長に対して期待していたことそのことを実行する年だと思います。

そこで質問項目であります。町長が臨む基本姿勢について 3 項目 6 点について見解を伺います。まず基本姿勢の活力あるまちづくりはまちを活性化する重要施策であると考えており、産業の活性化から地域経済が潤い持続可能なまちが形成されるものと捉えております。そこで質問項目であります。1 項目めですが、地域実践を基本姿勢とし協働・連携による活力ある産業のまちづくりを経済基盤の確立や産業間連携、行政運営戦略の強化などにより進めるとしているがどのような施策で取り組むのか伺います。

次に基本姿勢の快適に暮らせるまちづくりについてであります。これまでも協働のまちづくりは展開しており住民協働や行政協働の双方が相まって協働のまちづくりを深化させることは重要な施策と考えます。



2項目め、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを町民一人一人が自分たちでつくり、より暮らしやすい地域にしていくために参加と協同を実践するとしています。どのような施策で取り組むのか伺います。

次に基本姿勢の地域創造のまちづくりについてであります。本町は人・自然・文化などの地域資源が豊かなまちであると捉えており、そのことをどう地域力に結びつけていくのかが課題であると考えます。そこで3項目めの将来につなげる地域力創造のまちづくりを地域資源である文化・自然・人などの潜在能力を地域に結びつけて最大限に活用する考えであるが次の3点をどのような施策で取り組むのか伺います。

1点目、民族共生の象徴となる空間整備をどのような施策で結びつけていくのかを伺います。

2点目、北海道新幹線を見据えどのような施策で結びつけていくのか伺います。

3点目、過疎法の活用と地域コミュニティの活性化をどのような施策で結びつけていくのか。

以上の項目について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 吉谷議員の代表質問にお答えいたします。

26年度町政執行方針の基本姿勢についてのご質問であります。1項目めの協働・連携による活力ある産業のまちづくりについてであります。地域経済の活性化を進める上で協働・連携の機運が必須であり各産業が一体となること、産業間のさらなる連携が必要と考えております。そのためには地産地消の推進を図る計画策定、商業や観光業などを含む総合的な産業振興の取り組みを展望する（仮称）産業振興計画の策定に取り組めます。

2項目めの安全・安心で快適に暮らせるまちづくりについてであります。誰もが住みなれた地域で安全・安心に暮らせる社会の実現には日ごろから個人・地域・行政などそれぞれの役割を認識し互いに支え合うことが重要となっているものと考えております。しかし現状においては身近な町内会も高齢化などで活動が困難になるなど地域コミュニティにおける課題が多く存在しております。このため町といたしましては総合計画などを着実に推進する中において、町内会活動などと連携した参加と協働を実践することによって自分たちの地域は自分たちでつくるとの考えに立った安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

3項目めの将来につなげる地域力創造のまちづくりについてであります。1点目の民族共生の象徴となる空間整備をどのような施策でどう結びつけていくのかについては、国では象徴空間の開設、公開を32年度とする工程のもとに現在整備及び管理運営の基本方針の取りまとめを行っており夏には閣議決定が行われる予定です。また26年度末には博物館の基本計画と公園的土地利用の基本構想の策定が予定されています。一方町では昨年11月象徴空間の効果を最大限高め地域経済や地域活動の活性化につなげるための官民一体となった取り組みとして、町内24団体で構成する民族共生の象徴となる空間整備による白老町活性化推進会議を設立しました。今後は4つの部会、情報推進・活性化推進・基盤整備推進・教育学習推進での検討をベースに、推進構想及び推進プランを策定しその施策を中心に具体的な取り組みを進めたいと考えております。

2点目の北海道新幹線を見据えた施策については、27年度末の北海道新幹線、新青森、（仮称）新

函館間の開業が予定され、さらなる交流人口の増加が見込まれます。そのために交通アクセスや観光周遊ルートを確認し本町の食や文化等の特色を生かす情報発信機能とネットワーク化の強化に取り組み、さらに北海道新幹線日胆地域戦略会議や登別洞爺広域観光圏協議会等の広域組織と連携しながら観光消費額向上に結びつけていきたいと考えております。

3点目の過疎法の活用と地域コミュニティの活性化をどのような施策でどう結びつけていくのかについては、過疎法の活用を図るため白老町過疎地域自立促進計画を策定し町の創意工夫による積極的施策を実施し総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進する必要があります。例えば地域コミュニティの維持活性化について住民自身が地区の現状を知り地区の問題をみずからの課題として捉え地区の将来像を描いていく必要性から、地域自治組織が行う自主的・自発的活動の実施などについては過疎対策事業と位置づけることで財政負担の軽減と地域コミュニティの活性化が結びついていきます。

○議長（山本浩平君） 9番、吉谷一孝議員。

〔9番 吉谷一孝君登壇〕

○9番（吉谷一孝君） 2問目になります。

さきに同僚議員からも同様な趣旨、同じような質問等もあるかと思いますが、今後の白老町の未来を見たときにこの施策、この年度というのは町長が重要な年と位置づけておりますように私も大変重要な時期だと思っておりますので、重複するかもしれませんが2問目質問させていただきたいと思っております。

活力ある産業のまちづくりについてであります。行政組織に営業戦略を設置したが港湾連携など内部と外部の強化をすべきではないかと思いますがその点についての見解を伺います。

六次産業の推進から見えてきた課題は何か、またそれを解決する方法や手法はあるのかお伺いいたします。

本町産業の根幹をなす中小企業への支援策の考え方はありますか、お伺いいたします。

快適に暮らせるまちづくりについてであります。1つ目、町民が安全で安心して暮らせるまちにはどのような理念で目指すのか伺います。

全国的に人口減少が進む中、一定の人口規模でも快適なまちであるべきと考えるがそのためには近所が支え合える仕組みが必要と考えるがその見解をお伺いいたします。

地域コミュニティに課題が多くあるとしているが町長公約の地域担当者職員制度を活用する考えはありますか。

3つ目、地域力創造のまちづくりについて、民族共生の象徴となる空間整備は国が進める事業であります。開設までにその周辺の環境整備や地域経済の活性化が見込まれる施策を取り組まなければならないと考えます。そこで将来につなげる地域力創造の考えをどのように描いているのか。

2つ目、北海道新幹線についてであります。白老町単独での取り組みには限界があると考えます。広域的な手法で自治体連携が必要と捉えるのがいかがでしょうか。

過疎地域自立特別措置法の改正により本町も優遇措置等を活用できると考えますがハード事業やソフト事業などをどう盛り込み、どのようなスケジュールで法の適用となり事業化できるのかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 順次、再質問に対して答弁を願います。

中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 2項目めの安全・安心のためにに関する取り組み、どのような理念を持って取り組むかということのご質問であります。地域の主役はあくまでも住民の皆様そういう考えで自らが地域を守ることが大切なことかと考えております。本町はこれまで他の自治体に誇れる先駆的なまちづくりを進めてきており情報共有や町民参加による協働のまちづくりの仕組みを整えております。このような中で特に町内会におきましてはご質問のとおり地域コミュニティのあり方こういったものについて十分現状認識をしており検討を進めており、日常的にも地域では防災対策、高齢者の見守り活動、また福祉のふれあいチームの拡大こういったような町内会を中心に自分たちの地域を守るという取り組みをしていただいております。町といたしましてもこれら町内会の活動と連携を図りながら協働のまちづくり研修会でありますとか地区コミュニティ計画の策定、こういったものを多くの議論の場においてたくさんの皆様の参画をいただき地域ぐるみで助け合い、支え合うこういった意識を高める活動を高揚し実践活動を進める考え方であります。

最後に地域担当職員制度との関係はどのようにということのご質問ですが、このような状況を踏まえまして地域担当職員制度にあっては、まず役場内部の横断的な実施体制、考え方の統一、協働の意識の高揚こういったものに現在取り組んでおります。先ほど申しました地域での各種会合、話し合いの場こういったものの活動の地域とのパイプ役ですとか支える促進役としてこの地域担当職員でこれらの活動を促進していく考え方で安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを目指す考えであります。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○営業戦略担当課長（大黒克己君） 私のほうから協働の連携による活力ある産業のまちづくりという中のまず営業戦略という部分でのご質問でございます。25年度営業戦略グループということで3月まででありました東京事務所を廃止した上での活動ということでさまざまな首都圏での活動も含めていろいろな企業誘致のほか販路拡大ですとか観光PRですとかこういった部分を活動展開してまいりました。その中でもいわゆるポートセールスという部分におきましては企業誘致の際にも港があるまちということでの優位性を大きくPRしてきておりますし、その辺の情報も港湾グループとの連携を図りながらさまざまな活動をしているというような現状でございます。

それからもう1点、六次産業化のお話がありました。推進の課題ですとか解決する手法というお話でございます。25年度も観光連携型六次産業人材育成事業というものを行ってまいりましたが、やはりいろいろな問題というのが出てくるのですけど大きな問題として私のほうで捉えているのは、一次産業とそれから二次、三次の産業のマッチングという部分がなかなかスムーズにいかない。それはそれぞれの考え方がありまして、それが最終的にどこに向かうのかという方向性が両者合意のもとに見出すというところがなかなか難しいのかと。そういう中で町もいろいろと調整をさせていただきながら事業を進めてきておりますけど、これについてはなかなか単年度でできるというものではなくて、時間をかけながらそれぞれの意見を調整しながら一次、二次、三次の結合という部分を考えていかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 中小企業の関係の支援でございますけれども、中小企業につきましてはさまざまな業種があるということでありますのできめ細かな対応が必要というふうに考えてございます。引き続き各種の補助融資の支援のメニューの提供とか、それからイノベーション的な新たな社会的価値を深めるような取り組みを強化していきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○企画担当課長（高橋裕明君） 私の方からは地域力創造のまちづくりについてお答えします。

まず1点目の象徴空間につきましては、いずれにしてもまず地域力創造のまちづくりにつきましては、まち全体の実践力の高まりで地域力というものを高めていこうという姿勢でございます。それに向かうために現在町が今ちょうど活性化を目指すのによい機会にあるということをつまえて象徴空間の整備、新幹線それから過疎法とコミュニティーの活性化というものをしております。

象徴空間につきましてはさきに答弁しておりますように推進会議を設置しまして、その中で情報それから活性化基盤整備、教育、学習という4つの分野を中心に町の活性化を検討していく会議体によって将来の活性化に結びつけていくということでございます。これにつきましても町全体24団体が入っておりますが今後さらにその輪を広げながら全体に広げてまいりたいというふうに考えております。

新幹線につきましてももう2年ほどで北海道上陸ということにございまして、旅行客の動向が変わってくるという機会をつまえて集客増を図っていくということでございます。議員がおっしゃられましたように、これも白老単独だけではなくて胆振もしくは日胆という圏域で大いにPR・誘致を行いたいというふうに考えております。

過疎法につきましては今国会で提案されて法改正があった場合には追加公示によって白老町が地域指定されるであろうということにございますが、この過疎法につきましては当然その名称どおり人口が減少して活力低下、生産機能ですとか生活環境、整備が低下してということ踏まえて、この法によって地域の活性化、自立促進を目指すということでございますので、その趣旨から行う事業については優遇措置があるということにございます。日程、スケジュール的なものでございますけれども、まず法改正で追加公示を受けましたら自立促進計画策定に着手しまして、それで議会の議決を受けて、その後国に提出するということになっております。その後事業着手したもののについて過疎債等の優遇措置が受けられるということにございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 1点目の六次産業の手法の話なのですが、午前中にもちょっとお話をしたのでつけ加えてお話をさせていただきたいと思っております。白老町には先ほどもお話したようにさまざまな資源がありますのでそれを六次産業化に結びつけていきたいと大卒では思っております。その中でも今食材王国しらおいとも連携をとりながら、今までは生産者等々が余り積極的ではなかった部分もありますので、この辺は生産者も含めて白老町の食材のブランド化を図っていきたいというふうに考えております。

それと近所で支え合う仕組みづくりの質問なのですが、地域担当職員制度もあわせて、何回もおっしゃっているのですが町内会や高齢化になりましてなかなか地域のコミュニティーがとりづらくなっ

てきた社会ではありますが、ここは 26 年度から始まる地区コミュニティ計画を策定しまして、ここに地域担当職員制度をプラスして今までなかなか行政には届かなかった声もここで拾っていききたいというふうに思っております。幅広く声を拾っていききたいのはやまやまなのですが職員数等との関係もありますので今できるところから一步一步確実に広げていききたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 9 番、吉谷一孝議員。

〔9 番 吉谷一孝君登壇〕

○9 番（吉谷一孝君） 9 番、吉谷です。

まず白老町活性化推進会議、4 つの部会があってこれから進めていくというふうにお伺いいたしました。この推進会議はどこの課が担当して進めていくのか、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。先ほど町長のお話にもありましたように空間整備に当たっての町内における経済の活性化に対する期待というのは町民はものすごく大きく持っているというふうに思います。しかしながら行政の仕組みとしてなかなか担当部署ではない場面ではスムーズにしていけない部分もほかの部分でもありましたが、行政が横断的にかかわることによってそれを進めていくというお言葉がありましたようにそういったことを念頭に置いて会議を行った中、なかなか思ったようにみんなの意見が反映されないということがないように、どうやったらそのことが進むのか具現化されるのかということをもまず念頭に置きながらこの会議を進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが総括して町長にお伺いをしたいというふうに思います。重ねてになりますが 26 年度は人口減少、少子高齢化の進展、地域経済の低迷、雇用の場の縮小、暮らしの安全・安心の確保など問題が山積しておりますが確かな展望と地域力の発揮の年としてただいま議論してきた町長の町政に臨む 3 つの基本姿勢でまちづくりを進めることが理解できました。ことしの 10 月には町長の任期も残すところ 1 年になる、いわば集大成の年でもあります。そこで強い意志とリーダーシップをもって将来のまちづくりに大きな期待と道筋を示し、協働と連携による地域実践から地域力創造の元年を築くべきと考えますが今一度町長の見解を伺って会派かがやきの代表質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 1 点目、組織の話なので私のからお答えさせていただきます。昨年 9 月に象徴空間のスケジュールが発表になったと、そういうようなことから今後、昨年でいえばあと 7 年後白老町としてどう受け入れることができるのかそういうことを踏まえながら全町的な受け入れ体制の組織が必要だというようなことで組織化に動きました。

全体のまとめということでは役場が中心になってということで投げかけをしまして、役場の中ではないことでは例えば大きなまちづくりというような視点から総括的には企画課が担当いたします。ただ先ほど言いましたとおり 4 つの部会でそれぞれの部会の役割の中で関係する部署がございますので、例えば情報推進部会のほうではアイヌ施策推進室が象徴空間の国の動き等々を押さえていますので、そういう中では情報を受信・発信するというようなことでアイヌ施策推進室が担当しております。それから活性化推進部会のほうでは商工あるいは観光、産業そういうようなことがかかわってきますので、役場の組織としては産業経済課あるいは営業戦略担当ここが部会の中に入るというようなことでございます。それと基盤整備の部分では役場のほうでは建設課が担当すると。それから教育学習推進部会のほうでは教育委員会が担当するというようなことで、各部署連携した中で横断的な組織体制と

いうことで役場のほうも各部署が入りました。組織体系としては町長をトップにした組織なので事務局のほうには先ほど総括的に企画といたしましたけれども、その中には私も入りまして全町的な目で業務が進行できるような体制をつくっていきたくと。先般もう既に立ち上げた後に幹事会、それと理事会これを開催していますので4月に入りましたらそれぞれの部会をこれから開催して、自主的に4月から部会の中で協議していこうというふうは今スケジュールを立てております。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 26年度の町政執行方針の決意であります。基本方針としては持続可能なまちづくりを進めていきたいと思っております。そのテーマとして確かな展望と地域力の発揮でございます。細かい話は町政執行方針のほうで述べさせていただきましたが、その中でも重要な年という位置づけは財政健全化に向け昨年からのプランの町民説明も行っております。このたび作成した白老町財政健全化プランは町民の生活に大きく影響を及ぼす内容となりますが、ここは行政と議会と一体となって白老町全体となって取り組んでいかなければならないというふうに思っております。このプランを遂行することによって確かな展望の中で、いつも言うのですがアクセルとブレーキなのですが、財政健全化プランはブレーキでございまして、ただブレーキだけだととまってしまいますのでアクセルの部分はまちづくりの3つの方針で示させていただいております。ここは2020年の象徴空間を中心にまちづくりを進めていきたいと思っておりますし、地域力の発揮もいろいろな町民の方々と協力をしながら進めていきたいと思っております。健全化プランがきちんと4月からスタートするという大事な年でありますので、町民と一体となってこのプランどおりにまず財政を健全化して足元を揺るがないものにして前に進んでいきたいと決意をしております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、9番、吉谷一孝議員、会派かがやきの代表質問を終了いたします。

以上で代表質問は終了いたしました。

---

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第3、これより一般質問に入ります。

通告順に従って発言を許可します。

---

◇ 吉田和子君

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員、登壇願います。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田和子でございます。

通告に従い2項目10点について一般質問をいたします。

1項目め、子育て支援新制度の対策についてであります。社会保障と税の一体改革で成立した子育て関連新法の施行へ向け国、市町村が動き出しました。保育や子育て施策を転換し市町村に運営責任を集中させる内容となっているといわれていますが、2015年本格スタートに向け子ども課を中心に子ども子育て会議の設置、ニーズ調査をして白老町子育て支援事業計画を策定することとなります。

そこで順次質問をしていきます。1、少子化対策、家庭教育、子育て支援、青少年育成の施策推進課こども課の設置から10年が経過するがその効果について伺います。

2点目、子ども子育て会議の設置と支援事業計画に係るニーズ調査により白老町子ども子育て支援事業計画を策定するが推進手法と時期について伺います。

3点目、平成25年度教育長行政執行方針にある児童数の推移による町立保育園再配置民営化方針を含めた（仮称）白老町保育事業運営計画は策定されたのか伺います。

4点目、子ども子育て支援にある子どもの減少傾向にある地域保育機能の確保として地域型保育、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育の設置の考え方と課題について伺います。

5点目、白老町における放課後児童クラブの施設数、児童登録数、待機児童数、事業費と月額保育料、保育料免除、減額措置と運営上の課題について伺います。

6点目、学童保育の法制化により15年経過しているが町として運営基準に基づいて実施されてきたのか。今後国が基準を示すとしているが明確になっているのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 子育て支援新制度についてのご質問であります。

1項目めの子ども課の設置の効果についてであります。子ども課の設置については平成17年5月1日の機構組織の見直しに伴い乳幼児期から青少年までの成長に合わせた支援や窓口を統一して子育て支援、幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、青少年健全育成、児童相談など子どもにかかわる施策を一元化を図るために教育委員会の中に子ども課を設置したものであります。その効果についてであります。町内はもとより学校、保育園、幼稚園、児童相談所など各関係機関とのコーディネート機能の強化を図ってきたものであり、家庭教育、子育て支援体制の充実がなされてきたと認識しております。また支援体制の一元化によりわかりやすい行政窓口ができ町民サービスの向上につながっています。

2項目めの白老町子ども子育て支援事業計画の推進手法と時期についてであります。子ども子育て関連三法に基づき平成27年4月から本格施行となる子ども子育て支援新制度に向け、今年度中に潜在需要を含めたニーズ調査を把握し調査分析を行い来年度早々には需要見込み量を明らかにいたします。また子ども子育て会議の審議を進め9月から10月にかけて白老町子ども子育て支援事業計画（案）を策定いたします。その後パブリックコメントを行い議会の承認の上12月をめどに本格事業計画を固めて新制度本格施行に備えてまいります。

3項目めの（仮称）白老町保育事業運営計画の策定についてであります。平成25年度策定予定であった（仮称）白老町保育事業運営計画は子ども子育て関連三法に基づく白老町子ども子育て支援事業を計画との整合性を図ることが必要であるため昨年度の策定を見送ったものであります。また計画の役割といたしましては今後の白老町の子育て支援の基本となる計画が白老町子ども子育て支援事業計画であり、その部門別計画が（仮称）白老町保育事業運営計画であります。

4項目めの地域型保育の設置と課題についてであります。地域型保育事業は地域における多様なニーズにきめ細かく対応できる質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援することを基本理念としています。地域型保育事業の中には利用定員が6人以上19人以下の小規模保育、利用定員5人以下の家庭的保育、住みなれた居宅において1対1を基本とする居宅訪問型保育があります。地域型保

育事業の設置の考えと課題についてであります。ニーズ調査結果及び分析に基づき策定する白老町子ども子育て支援事業計画の中で今後の保育園のあり方を含めて検討してまいります。

5項目めの町の放課後児童クラブの現状と運営の課題についてであります。現在町の放課後児童クラブは5施設あり登録児童数108人、平成25年度予算ベースで事業費約1,800万円の経費で運営しています。保護者負担金は児童1人につき月額2,000円、2人目以降児童1人につき半額の負担金に減額しています。また減免措置としては生活保護世帯、準要保護世帯は負担金の全額、町民税非課税世帯は負担金の半額を免除にしています。次に運営の課題として一部施設の老朽化、狭隘化や指導員の不足が挙げられます。

6項目めの町の学童保育運営基準と今後の国の基準についてであります。まの放課後児童クラブの運営については原則小学校3年生までの共働き世帯の子育て支援を目的に国の基準である放課後児童クラブガイドラインに基づき白老町放課後児童クラブ条例等により実施しています。そして月額負担金については平成17年度策定の白老町放課後児童クラブ利用に関する受益者負担に基づいております。また今後国が示す運営基準は現在国の子ども子育て会議において議論されており、児童数、安全管理の基準等積み残しの論点はあるものの明確化していると認識しております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。子どもの笑顔輝くまちがますます重要となり、子どもの確かな成長と心身ともに心豊かに成長する環境づくりを目指す教育長の執行方針にあります。その中で本年度協働型の行動指針として「しらおい子ども憲章～ウレシパ～」が製作されます。そしてまた憲章の具現化を図るためにしらおい子ども憲章行動計画、大人と子どもが共に育ち合うという視点で4月よりスタートするというにしておりますが、どのような実施方法、周知方法で徹底を図っていくのか。私はこの計画をつくる時にアンケート調査をし子どもの意見を聞き議会にも諮り、本当に重要な課題として捉えてやってこられたというふうに思います。このことが生きた憲章にあるために本当に町民の方々の協働ということがありますので、こういった形で1日も早く皆様にこのことを知っていただき、そして皆様の口からまた何かのときにこのことがみんなで一緒に調和をしながら話ができるような形に持っていきだというふうに考えますが、その手法と考えがあればそのことを1回目に伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話にありました子ども憲章のこれからの進め方、特に子ども憲章の行動計画の推進についてでございます。現在前に条例化させていただきました子ども子育て会議の開催を予定しておりますが、この会議に基づいてこの行動計画について成案とさせていただきますと思っています。そしてこの計画に基づいて4月1日から実施するというので答弁申し上げましたが、さまざまな機関を通してPRしていきたい、また広報、インターネット、冊子等々そういったもので行動計画をわかりやすく冊子化してつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕



○2番（吉田和子君） 教育委員会の説明では大変重要なものであるというふうにお話をされました。もちろん子ども子育て会議に基づいて議会の議決も得てやっていくわけですから、ただまだ具体的にはなっていないのかとちょっと思いました。いつも周知というこの方法しかありません。私はもっと具体的なものがあるべきではないかと。私は前に子ども条例をつくるべきだというお話をしました。それは子どもを本当に健全育成していかなければならないという視点、少子化の問題から含めて子ども条例に変えてもっと重みのある憲章にして、これはただまちの施行 60 周年に向けて記念にやるのだというふうにそんな思いにとってもらいたくないと私は思っています。そういうことからいくともうちょっと具体的なものがきちんと示されないと違うというふうに思うのですがもう一度答弁願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話のありました具体的にどういった形に子ども憲章を進めていくのかということだと思います。子ども憲章の行動計画を前に説明させていただきましたが、その中で重点項目ということで何点か平成 26 年特に今回子ども未来会議でございますとかそういう実際にもっと憲章を広めていくとか、それから行動計画を広めていくとか、子どもさんにどういう役割をこの子ども憲章では担っているのだとか、そういったことを子ども未来、それから講演とかそういった部分で今回の場合特にPR、周知ということ進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 白老の町民一人一人の隅々まで、会議にかかわった人、やった人だけがわかることではなくて隅々まで行き渡るような細かい本当に隅々まで行き渡るような工夫をしてやっていただきたいというふうに思います。

次にいききたいと思います。今このように子ども憲章をつくる、いろいろな計画、子ども課として、ほかの課もみんなそうなのですが何年ごとに計画の作成をし直すとかそういったことで大変厳しい状況下に置かれているということがわかります。そういう中で子ども課はいろいろなものをつくりながら子どもサービス、それから各施設の運営、その他いろいろな子どもの子育てにかかわることにかかわっております。今後の子育て、子育ち、親育ちのあり方を進めていくのが子ども課の中心になる大きな責務だというふうに思いますが、一番大事な子ども課育ちをどのように進めていくかその点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今議員さんのお話にありました子ども課育ちというのは、子ども課自体の発展ということでよろしいのでしょうか。今子ども子育て支援事業計画でありますとか要するに子育て支援の部分全部子ども課を主体にして進めております。そういう部分でもまたネットワークをしながら虐待であるとかそういった部分でも幅広いいろいろな各機関のネットワークそういったもの子ども課中心にして一貫してやっております。それが今言っていますが子どもさんたちの虐待とかそういったものを防止するネットワーク、あとそのほかそういうコーディネート機能といいますか、そういったものを強化させていっております。

また実際子どもさんと福祉と教育そういったつながりも十分子ども課、教育委員会にあるということ

でそういった部分でのつながり、実際そういう子育て支援それを大きな柱として子ども課のほうは今後とも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今言ったことを進めるために子ども課の重要性というのはすごく大きいと思うのです。私は専門性を身につけていく課でなければならないというふうに思っています。それだけいろいろなことが複雑化しております。経済の格差、貧困格差ですか、いろいろな新たな問題、体力が衰退しているだとか次々とあらゆる問題が出てきております。そういった中で私はそういう専門性、そういう方たち、世の中、ネットワークつくことはもう十分大賛成です。その中でリードをしていける課にならなければいけないというふうに思っています。スクールカウンセラーだとかソーシャルワーカーとかいろいろな専門性を持った方がいらっしゃいます。そういう方々と懇談をしてみるとか、きのうの質問でありましたけれども少子化対策で成功したものといたら企業誘致したことと、それ以外出てこなかったのです。大変なことだと思うのです。そういうことを考えると私は子ども課の存在というのは今後本当に大きなものがあるというふうに。財政が厳しくてそれを立て直したけれども子どもたちが誰もいなくなっていた、そんなことではどうしようもないと思うのです。そういうことから私は子ども課の存在、場所も明るくして入りやすいようにつくっているいろいろ工夫されているのは見させていただいておりますけれども、そこにいる人たちが担当も変わるのですけれども、本当にそういう専門性を身につけることを受け継いでいけるそういう課になっていただきたいと思うのですが、これは課長は答弁しづらいから教育長かというふうに思いますけどどうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 1点目の子ども憲章の関係も含めまして答弁をしたいと思います。子ども支援施策を今このように町をあげて進めております。その中で1つ大きな一元化を図るために10年前子ども課を設置したと。その重要性は先見性のある1つの組織化であり、それから今の子育て支援にかかわって重要なことであったと思います。さまざまな子どもの課題がある中で子どもがやっぱり未来にとって次の世代を担う重要な存在である。それはしっかりと自立をして、そして一社会人として納税義務をしっかりと果たしていく、そういう中で子どもが次の世代に自らが生きて、そして人を支えていくというそういう順番を進めていく意味で教育は未来をつくるということなのだと思っております。そういうことで今政策的に言えばしらすお子ども憲章は重要な、共に子育てする親も大人もそれから子育てをする子どもたちにとっても重要な要素の1つがあると思っております。ですから周知の場面はさまざまな場面があるかと思っておりますけれども、しっかりと町民一人一人が自覚を持ち、それからまた子どもたち自身が自覚を持って社会参加をしていくようなそういう周知の仕方をしていきたいと思っております。その1つとして具体的なものは執行方針でも出しましたけれども、認知症サポーター講座をこしはしっかりとやっていきたいとそういう中で人と社会とのかかわりは含めていきたいと思っております。

それから今出された子ども課育ちのことについては議員のおっしゃるとおり専門性を十分高めた中で進めていかなければならないと思っておりますけれども、もっともっと各課が横断的にというそう

いうふうな体制も、今もあるのですけれどももっとそれが柔軟に、それから豊かになされていくことがやはり子ども課の今後の発展性をつくり出していくことではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。

今の子ども課が全然だめだといっているのではありませんので、本当に頑張ってもらっているのですがもっとも専門性を身につけて、もっともっとリードをしていけるようになったらいいなと思ひまして質問させていただきました。

保育所等は子育て、働く親を支援する、特に就労支援の政策としての視点が大変強いわけです。国は新制度の中で量の拡大、それからもう1つは質の改善、この2つを重点的に改善を進めております。ところが量の改善はかなり進んでいるのですが質の改善がちょっとおくらしているという。これは最近の報道で読んだのですが職員の配置を3歳児だけにとどめて20人を15人に1人の配置をする、それぐらいしかないと。だから量のほうばかりに力を入れているのではないかと批判もあったのですが、そういう中で2点ほど今問題になっていることを今後子ども課でどうするのかを伺いたいと思います。

大切な子どもを預かる施設において事故が全国的にふえている。保育所と無認可も含めてです。死亡事故も昨年19件起きている。これは午後の睡眠の時間に亡くなっている例が多いということなのです。またけがも大変多くなっているということなのですが白老町の現状、そして対応、また各施設における事故防止対策、それから対応マニュアルはあるのかどうなのか。その点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話のありました子どもさんの事故防止の関係で状況がどうなのだという事なのですけれども、一応昨年度の事故は保育園ではありません。これはこの前の道の監査の中でご報告をいただいております。

それから19件ということで結構事故が多くてどういう防止対策をするのだということでございますけれども、一応毎月保育園の園長に集まっていたいて、さまざま今の感染症でありますとか、またこういう事故の問題でありますとかそういった部分を常に情報のとりながら進めていっております。またそれぞれ私立の保育園の園長さんからもいろいろ話を聞きながら進めていっております。特に白老町の事故防止のマニュアルについてもそれぞれ保育園で持っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。

厚労省が保育所に事故防止対策を求め、あるということですのでよかったと思います。15年度からは事故発生時、自治体への報告を義務づけているということになってはいますが、これも先ほど何もないということで毎月やっているということで報告があると思いますのでこの点は結構です。

それからもう1点問題になっていることがあります。昨年から補正の中で保育士の待遇改善の特別交付金がありまして処遇改善がなされてきておりますけれども、国は新制度で給与5%増を3%増に

変えたのです。いいか悪いかというのは別の議論になると思いますけれども、最近仕事のあり方で保育所労働法違反、これは法定労働時間違反、労使協定の締結に労働条件が明示されていないなどがあり労働局が道内の各保育所に自主点検チェックリストを配布し調査をしたとあるが白老町は調査をされたのか、問題はなかったのか。労働時間、サービス残業がないのか、それからいろいろな子どもと接する時間的に問題がないのか。その辺はどのように捉えているか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話のありました保育園の労働環境、私どもの認識としましても入所児童が適切な保育を受けるためには労働環境の整備が欠かせないとこのように思います。実際新聞報道が1月28日に出ました。そのあとすぐに各保育園のほうに問い合わせました。また保育園監査もちょうどその時期にあったものですから、それらも全部私どもも行きまして状況を確認しましたが今のところ労働環境で残業とかそういう部分での実態調査という部分では問題はないということでそういう回答をしていますというお話をいただいております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 全道で200カ所ぐらいが再度調査に入られるということですので、白老町は入らないということですので問題はないのかというふうに思いました。

それから先ほど道の監査も入ったということなのですが、私は事故がなかったというのは最高のことですし、そういうことが起きないためにも保育士さんの処遇改善というのは大変重要なことだと思います。やはり自分自身の仕事場に不満があれば、それは絶対姿勢の中に出てくるというふうに思います。そういったことから先ほどチェックリストで問題はなかったということなのですが、誰が書いたのかわかってくるのかというような気がするのです自分の中では。全然知らないところで知らないように出されたのならいいのですけれども、そういう潜在的なものはないのかどうなのか。普段課長なり教育長あたりが保育士さんとの懇談をすとか環境はどうなのだろうとか問題点はないのかとか、1カ月に1回事故防止のはやっているということなのですがそういった中でそういった話をすることがあるのかどうなのか。保育士さんと待遇を改善するということは子どもたちの保育生活を安心させるということにはつながると思いますのでその辺をどのように考え、どのようにまた今後、起きていないからいいということではなくて起きないようにするためにどうするのかということも伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話のありました事故の未然防止、また事故をしないための啓蒙ということだと思うのですが、繰り返しになるかもしれませんけれども、その部分は当然保育園の園長さん方に集まっていたら十分そういった部分はやっているのですが、まだまだいわれたとおりに足りない部分もあると思いますので今後議員さんのお話にありましたようにしっかり対応させていただきたいと思います。

またヒヤリハットということで要するに事故を未然に防止するようなチェック項目があって、そういったものをそれぞれ保育園で持っています。監査のときも実際にいわれたのはそういう事故がない

ということ自体がもうちょっと考えていかないとだめだと。要するに未然防止の部分をもうちょっと考えていったほうが良いというお話もありましたのでその部分はもう少しこれから検討してまいりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 子どもがすごく少なくなったということで冗談ではなくてまじめに言ったのですが、シングルマザー、結婚はしないけれども子どもがほしいという例を挙げてお話したのですが、この間苫小牧で実施するようになったのですが、非婚母子世帯、みなし寡婦世帯というのです、そういう世帯への支援体制、市は市の支援体制なのですがこれはないのですほとんど。それで苫小牧市は積極的にやっている自治体の例を挙げて、保育料だとか医療費だとか、それから家賃だとかそういったことに支援をしていく、そういう制度をできないかということで質問した議員がいるのです。それを受けて市は死別などのいわゆる母子家庭は全部寡婦控除の対象になりますので準要保護だとかいろいろなことがあると思うのですが、みなし寡婦世帯というのですか、非婚母子世帯にはないということなのです。苫小牧市は保育料についてみなし寡婦世帯に今後実施していく方向性で今調査をしています。どうやって調査したのかということと苫小牧児童扶養手当の支給状況から判断をしたのだそうです。そうすると213世帯あったのだそうです。白老はそういう世帯がないのか、調べきれないのか。制度もないから調べることもなかったのだと思うのですがそういった対応も私は子どもの少なくなっていく中で、これがいいことだとは思っていません、決してシングルマザーがいいのだ、勧めたいこうということではないのです。ただいろいろな事情があって子どもを産んで育てている親を応援をしてもらいたいという思いなのですがその辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 今実例的に苫小牧市のほうで非婚者世帯ということでおっしゃっていましたが、白老町でもやはり児童扶養手当という制度がありますのでその中で全町的に非婚者のひとり親家庭を押さえることはなかなか難しいと思いますけれども、児童扶養手当制度で申し上げますと平成26年1月末現在で受給対象は263世帯でございます。そのうち新生児の世帯状況の中で確認していますけれども、未婚世帯につきましては23世帯と把握しております。ですから未婚の児童扶養手当世帯の割合は8.7%程度と押さえております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 私ゼロだと思っていたのです。でもゼロだと思いながら苫小牧の10分の1はいるのかなというふうにちょっと思っていたのです。10分の1の人口ですので少なくとも10分の1はいるのかと。あるということが嬉しいことではなくて、とてもつらいことだというふうに反対に思ったのです。これは町民課ですと町長になると思うのです。教育長ではないのかと思うのです。実施に向けて何ができるのか。全部やれなんていうことは言いません。苫小牧市が保育料の減免とかそういうことで考えているということですので、急なことでびっくりしたと思います。今後考えるべきことではないかというふうに思います。死別、離婚でもらっている人はそれでもらっているけれど

も、結婚していないばかりにもらえないというその矛盾を私はどうも理解できないのですがその辺どのようにお考えになるか、その辺どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） このことにつきましては情報としては苦小牧でそういうふうなことをしているというふうな情報はとっております。ただ今後苦小牧自体がどういうふうな制度として構築していくかというふうなところもまだまだ不明な点があるというそういう中で、本町においても今後はこのことについて苦小牧なら苦小牧に学びながらどういうふうにして子育て支援をしていくかというふうなことについては考えていかなければならないことだというふうには今の時点では思っています。ただ制度構築がどうすることがいいのか。そして今婦女子の問題ということは、ただ一自治体が積極的にということも必要があるかもしれないけれども、やはり国だとか道も含めて先ほどもあった子どもの貧困化も含めてしっかりとしていかなければならないことだというふうには思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。

税法上の関係もあるのです。ですから簡単なことではないということは伺っております。ただ苦小牧の市会議員にこれは出ただけなのかどうなのかといたら、やることになったというふうに聞いていましたので何とか学びながら、できることであれば白老も何かできることをやっていただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） それではここで暫時休憩をいたしたいと思います。

休 憩 午後 2時29分

---

再 開 午後 2時39分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。

国で確定したのかどうか確認を含めて質問したいと思います。幼児教育への無償化のことについてであります。子育て支援の一環として25年度一家族で同時期に3人以上の子どもが幼稚園に通う場合、第3子以降のみ無償としていましたけれども町として対象家族はあったのでしょうか。そういうことで対象が全国で600人ということですので白老はほとんど。同時期に3人幼稚園に通うということですからほとんどなかったと思います。そういった中で今度は国として乳幼児の授業料の無償化ということを消費税が上がったりいろいろな中で子育てに苦しむ父母のために少し楽になるというふうな思いをしてもらうためということも含めて、26年度をめどとしていますけれども同時に通園にかかわらず第2子以降は所得税制限なしで半額補助、第3子以降は無償とするというふうになりました。こういうことで全国600人だったのが30万人に対象者が増えたのです。そういったことをからいくと白老町もかなり対象者が出てくるのではないかと思います。そういうことでこの補助はどういった形でくるようになるのか。その辺の連携、連絡が国のほうから届いているのか。これはほぼ決定しているこ

となのですが 26 年度からということですのでどのようになっているのか進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今どういう形でこの補助制度が国のほうから周知されていくかということなのですけれども、これは子ども子育て会議の中で平成 26 年度の関連予算の概要というところでその中で内閣府、それぞれ子ども子育て支援制度に関する事項の中で幼児教育にかかわる保護者負担の軽減ということでその中で幼稚園・保育園の保育料の比較ということを出していきまして、保育園はそういう形になっているのですけどそれを幼稚園も一緒にするというのが今回の趣旨なのです。多子世帯の保護者負担の軽減ということなのです。今子ども子育て会議の中で出てきていますが今後道のほうから通知がくる予定になっております。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） これは決定していることですのでこのことが早く親御さんのほうに伝わるようにしていただければ。4 月からもう消費税上がるのです。消費税上がったことの対策としてそういったことが親御さんに伝わるようにしていただければというふうに思います。

次にいきます。今回町において子ども子育て会議が設置されました。会議の設置はされたのか。人数それからどういった方々により設置をされたのか。それからこの会議が中心となって住民ニーズ調査をもう 4 月から開始していくと思うのですが、この調査は確か委託をするということだったのですが委託先はどこなのか。どういった形で委託をしていくのか。まさか国からきたものをまっすぐそのままいくわけではないというふうに、白老町のものも含めながらのニーズ調査だと思うのですがその点の考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） まず子ども子育て会議が設置されたのかどうかということですが、3 月末までに子ども子育て会議を開催する予定になっております。その中では今言われましたニーズ調査の単純集計な部分が出てきます。またその中でニーズ調査の内容とかそういった部分も一応説明する予定にはなっております。

そしてあと白老独自といいますか、業者さんとの打ち合わせでは白老町の独自のこういう状況でありますとかというのは、それぞれ地域情報なり人口動態とかそういったものは業者さんのほうにデータとしてお渡ししております。

また業者さんのお名前ですけど大和産業さんということで介護保険のほうのこともやっていただいております関係の実績のある会社になっております。

子ども子育て会議の人数については 12 名ということです。メンバー的には次世代地域協議会を延長させていくという部分とまた新しく加わっていただけた部分、また公募して 1 名の方が子ども世帯として今子どもを育てている世代のお母さんにも新たにメンバーになってもらう予定になっております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。

この子ども子育て会議なのですが保育所とかに預けないで子どもを育てている親を入れるということになっていきますので入るということですからそれはいいと思うのですが、他市町村でももうニーズ調査に入っているところがあるのですが、町の状況もお話して業者につくってもらってやるニーズ調査ですから、そのほかに保育所、保育児の声、それから保育サービス利用者の声、利用別、地域別に町民の方々の声を聞く、利用者の意にかなうものにすべく努力をするということが、それを原則にもってやっているところもあるのです。そういったことでは町はニーズ調査をした上でそれを判断材料として即進めていく、この計画に生かしていくのかその辺のお考えを聞いておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話のありましたニーズ調査のときにどのような対象の方の意見を聞いてニーズ調査を組み立てていったのかということと、もう1つはそのニーズ調査を判断材料として組み立てていくのかということことです。

まず最初、前の次世代の中では保育事業者とかそういった保育に関係している方にアンケート調査の原案そういうものを出して、そしてそこでご意見いただいたと。次世代の中でいただいています。今回初めて子ども子育て会議を行いますので、その中でも当然今言いました現役の子育て世代の方、またそれぞれの事業者の方とか、それから教育者また学識経験者も今回入れておりますのでそういった皆様のご意見を十分踏まえてニーズ調査を固めていきたいと思っています。特に分析の部分では町の独自のいろいろな課題も十分議論しながら、白老町独自のニーズ調査にしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今後保育所の利用要件が緩和されました。それで私は先ほどずっと質問に出してましたように、結局子育て支援事業計画のほうが中心になるのでそれに伴って整合性を図るために策定を見送ったとあります。ですからそういったことでは部門別の計画になるということなのですが、今後利用の要件が緩和されたことがきちんと父母に伝わることと、それから緩和されたことがニーズ調査に生かされるのかどうなのかということが1点。

それともう1つ大事なことは介護保険制度と同じようにその父母が保育所を使えるという要件を満たしているかどうかの認定を今度受けるようになったのです。そして認定を受けた人が保育所を自由に選べるようになるのです。そういったことから今度集中してしまったり全然行かなかったりということがあると思うのです。それと小規模だとか家庭保育とかそういった需要をしっかりと確につかまえながらニーズに生かしていかなければならない。ですから私はその事業計画ができるときには保育所の補完的な計画なのかもしれませんが、同時にできていかなければ親があっち行ったりこっち行ったりどこへ行っていいのかわからなくなるのではないかと思いますのでその点確認をしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話のありましたニーズ調査の中にまず今回の制度改正に基づい



て、新制度なのですが平成 27 年から進めるわけですが、緩和条件が加算されて進められているかということなのですが、この部分は現在の国から示されたものに基づいて進めております。ですのでこの部分については緩和された時期がニーズ調査の国の本体ができたのがその前にできているものですからその部分は考慮されておられません。ただこれからその部分は今議員さんのご指摘もありましたので、これから分析する際に考えていきたいと思っています。

もう 1 点です。父母の要件緩和というものがちゃんと保育園の入所について、これはおそらく例年のケースですと 1 月ぐらいに保育園の入所が始まるのでそれまでにはほとんどの子ども子育て事業計画、ここでも先ほど答弁しましたけど 12 月ぐらいにはほとんどのものが固まってくると思います。そこで十分このような要件になりますとかそういった部分はお話できると思います。ですのでこれから子育ての支援事業計画の進め方とかそういったものも PR しながら、また子ども子育て支援法についても十分住民の皆さんにわかるようにインターネット等も使って、内閣府でありますとかそういったリンクもさせて進めていきたいとこのように思っています。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 新しい制度になっていったときに親御さん方が迷わないように、どこへ向かっていったいいのか。調査はしているからまだ決まりません。どんな保育所にしてもらえるのか。社台あたりはもう小学校もなくなるわけですからそういった中で保育所はどうなのだろうかとか、竹浦もないのです、送り迎えもありません、そういったことを含めて保育所の待機児童が多いところは子どもの送迎ステーションを設けて少ないところへちゃんと送り迎えをしながら保育所が平均にいっぱいになるようにしてそういう利便性を図っているのです。でも白老町は保育所がなくなっても送迎は親の責任です。終わりますから、その辺のあり方も今後計画の中でしっかりと考えていただきたい。小規模の保育所もゼロ歳から 2 歳までなのです。3 歳になると白老の保育所へ来なくてはいけないかもしれないのです。そうなったときに送り迎えしてくださいということになるわけです。そういったことも含めて今後しっかりニーズ調査の中、それから子ども子育て会議の中で白老の問題としてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

その中で今までずっとアンケート調査もしてきて一番問題になっていたが病後児保育のあり方です。延長保育はもうやっています。そういった中で要望があるのですができないという白老の方針です。というのは看護師を置かなければならない、そのための部屋をつくらなければならぬ、今の保育所の体制ではできないとそれで終わっています。これはある地域なのですが病後児保育なのですが、場所をつくるのかそういうことではなくて保健師さんとか看護師さんとかそういった人たち、定年になった方も含めて登録制度にして必要な人に必要な病後児保育をしていくそういう形をとっているところがあるのです。ですからそういったことも含めて人数の制限もありますけれども、子ども課が大幅に大きく成長して子ども課育ちをしていただきたいというのはいろいろな情報をキャッチしながら白老にふさわしい、白老ができる方法が何なのかということをしつかりと捕らまえながら連携をとってやっていくべきだというふうに思うのです。ましてや今後子育て新法は今後 5 年間子育ての基本になっていくわけです。5 年後に見直ししますけれども、1 回できたものをまたがらっと今回が大きく変わったら今後そんなに変わるものではないというふうに思いますけれども、そういった中でしっか

りとした計画になるようにそういう自覚を持って進めていただきたいと思いますのですがその点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今議員さんの話にありました、これからの進め方について政策提案いただいたと思います。前のアンケートでは確かに病児、病後児ということでこの部分のアンケートが多かったのです。そういったところで施設の部分でありますとか医療機関との併設でありますとかそういったいろいろな課題はあったのですけれども、そういったものも踏まえながらこれからの5年間の中でこういった可能性のあるものも全部今回5年間の中で出していかなければならないのです。これを出さないと5年間のサービスが白老町はその部分はいらぬですという話になるので十分可能性も検討しながら、また今議員さんの政策提案のあった部分も十分踏まえながら進めていきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 吉田です。

今回税との一体改革の中でかなりいろいろなそのための予算ということで何百億円と設けているわけですが、それを引き取ってくるかどうか、ちぎりと取ってでも取ってくるというのは行政側なのです。自治体に依存されているわけですから、そういった部分ではしっかりと目を光らせて予算をしっかりと必要なものは取ってくるという形で進めていっていただきたいと思います。

時間がありませんので次児童クラブのほう、まとめて3点ぐらい質問したいと思います。児童クラブは全国的に約2万1,600カ所あります。児童数も約88万8,700人いると。今まで国の基準が余りないということだったのです。そういうことで白老町はガイドラインを決めてやっているという答弁をいただきました。2015年度スタートの支援制度の中では財政支援332億円を増加するのです。そういった中で放課後児童健全育成事業の改正をしました。その改正は何かというと施設運営、整備、改修の補助に充てると。要点の中で大きな改正は白老町は3年生までです。6年生までになります。

それともう1点は指導員の配置です。指導員の配置は1クラス2名以上ということになりました。それとそのうち1人はきちんと研修を受けることというふうになります。それから努力事業として1人当たりのスペースも決められています。畳1畳ぐらいとっていましたか。それと気分が悪いときに休むスペースをつくること。そういった設置条件が今後加わってきます。白老町で今の児童クラブの体制で今の状況を、これは2015年スタートですから、ニーズ調査もしなければなりません。こういった状況の中で可能かどうか。それが1点。

それともう1点。先ほど代表質問で私のために残してくださったのではないかと思います。2016年度3小学校が統合になるということで今の条件これをクリアするために各小学校ごとの児童クラブを見直すのか。2016年まで待ってやっていくのか。町と方針をきちんと教育委員会で決めていかなければならないのではないかと思います。それからのことを決めることできちんと条例化をなささいというふうにならざるを得ないと思います。条例化もやはり本当は2015年スタートですから2015年からきちんと方針が決まって子どもたちを預かる、6年生までの体制もつくらなければならないわけですがこの条例はどういうふうを考えられるか、いつごろしようと思っ

かその点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 子ども子育て会議の中で議論されていまして運営基準の大体ほぼ固まってきております。それをこれからの放課後児童クラブ新しいガイドライン、これもこれから国のほうで策定する予定です。また省令上の基準もこれから示される予定なのです。そういったものも踏まえてまた今のニーズ調査の関係です。ニーズ調査自体今放課後児童クラブを何年生までやったらいいのかというようなこともニーズ調査の中にあります。ですから実際そういった部分で踏まえてこれから進めていくという形になると思います。

第1点目の実際やれるかどうかというお話なのですが、今実際現在の指導員体制でありますとか、それからスペースの問題でありますとかそういった部分で国が例えば6年生まで養成してくるということにかなり課題がございます。

また職員の部分も当然今現在それぞれ配置はされているのですが、大体その基準の中では2人必要だという考え方なのです。ただ面積要件もありますし小規模であればまたそこは参酌基準等がございます。その部分ではまた変えられる部分もありますのでそういったものも踏まえながら進めていかなければならないと思います。ただ今言われました今の6年生ということになれば今のスペースまた職員の体制では今のところ課題が大きいと思っております。

まちの方針として2018年までにそういうものにつくっていくのかということなのですけれども、放課後児童クラブについて子ども子育ての中でも話が出てくると思うのですが、子ども子育て会議の中でも放課後児童クラブについて議論させていただいて条例化についてはおそらく6月から9月までの間に議論させていただいて、それぐらいのスタートでいかなければおそらく来年度すぐに条例化はできないのではないかと思います。今これから省令基準が示されてくると思いますので、それを見て十分検討していった最終的には9月には何とか条例化していかないと間に合わないのではないかと。つまり次に放課後児童クラブの申し込みもございますのでそういったものも踏まえてそれぐらいの時期になるのではないかと思います。ですから条例化は当然します。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 6月から9月までに条例化をしていくというきちんとした期日の答えがあったのですが、2016年から3統合される以前に2015年だけはこういう形でやる条例をつくるのか、基準になる6年生だとか2人だとかスペースだとかそういう条例をきちんと統合になってもそれを守るというための条例をつくるのかその辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今国で示されている条例基準というのは今の子ども子育て事業計画の中で新しい子ども子育て支援法の制度の中で条例化しなさいと。要するに国がいわれている基準に基づいて条例化しなさいということなのですが、ただニーズ調査とかそういったものを踏まえて進めますので国が5年とか6年生ということになってくると思うのですが、町のほうのニーズ調査の中でどういう結果になるかまだその部分は出ておりませんのでそういったものも踏まえて町としての方

針としては大体9月ぐらいまでには出していかなければならないと思います。この中で今度は学校の統廃合の関係というのはまたその部分は別なところでの議論になると思います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 3小学校の統合ということで私のほうから答えさせていただきますが、今こども課長が答弁申し上げたように今後煮詰まっていくということですが、小学校の統合のほうの改修といたしましては先ほど前田議員のほうにお話しましたが国の前倒し事業によってこの前議決したばかりであります。その中で放課後児童クラブの教室等については現在1教室で鉄南・鉄北地区の児童クラブを行っているわけですが、答弁したとおり社台小学校含めて開設しようと考えております。それで面積的には2教室分を確保するということが予定はしているのですが、ただ今後ニーズとか含めて詳細がわかれば26年度中の改修事業ですのでその辺の対応は可能かと考えております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） すみません。話がまずかったのですけれども、一応9月に条例化しますので当然それに基づいて学校の統廃合の部分の児童クラブの関係もその中で間に合います。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 9月の条例できるまで待ちたいと思います。

それともう1つちょっと気になったのですが、ニーズ調査をするときに6年生までの希望があるかどうかこれからニーズ調査をしてからでないといけないという話なのですが、6年生まで入れるようになりますといてニーズ調査をするのと、ニーズ調査で児童クラブに預けますかと出すのと全然違うと思うのですがその辺どうですか。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今の調査表では6年生まで5年生までとこういう感じをつけるようにはなっているのです。確かにこういう調査をしないとだめだということではいろいろなことを地域の実情に基づいてやっていますけど、項目は全国一律なものですから町の意味はそこには出てこないです。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩といたします。

休 憩 午後 3時 7分

---

再 開 午後 3時 8分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 調査の中では6年生までやってほしいですか、ほしくないですかということですがそういうようにちゃんと選択するところがございます。そこにきちんと書いていただくようになっています。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 調査の中では選ぶようになっていのですけれども、6年生までをそういうふうにして拡大できるというふうなところで押さえてやっていますので、そういうふうなことでやっていくことにしていますので十分大丈夫だと思います。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 先ほど述べていますように制度が変わるのです。国が制度の幅を広げてくれるのです。というのは子どもたちが使いやすいように、親が働きやすいようにそういうふうにするためにやるのです。ニーズ調査というのはこういうことやるけど皆さん使いますかというのならわかるのだけど、今までの状態のまま皆さんどのようなものかいいですかといわれたらわからない。やっていないものはみんなわからないから何も印しないです。変わったことをきちんとお知らせをして、その上でニーズ調査をきちんとしてくださいというふうに希望しているのです。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今回の子ども子育て関連3法の中身について、かなりの部分については情報化されてきています。そして子ども課中心になってそれは押さえておりますけれども、まだまだみなし部分というふうなことも非常に多い部分なのです。そういう中で今回の新しい制度に向けては本当に周知がきちんとされなければ保護者にとってはわからない部分というのは多分にあるのだろうというふうなことは十分教育委員会としても押さえながら今後本町の子ども子育て会議も含め、それからニーズ調査も含めてしっかりと対応をていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子委員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。

1項目の最後にしたいと思います。ここは町長に全体的なことで伺いたいと思います。今回の子ども子育て支援の事業計画について細かいことをいろいろ質問いたしましたが、この制度が変わる、社会保障と税の一体化改革で変わる、消費税がふえるから子どもに少しサービスするのではなくて、これは少子化対策の一つの政策なのです。そういうことなのです。昨日の代表質問から人口減少、少子化という質問が大変出ておりましたけれども、昨年5月5日のこどもの日に総務省が15歳未満の子どもの人口を調べたのです。前年比15万人減で1,649万人で総人口に占める割合が12.9%だそうです。39年間連続減少です。だから白老も減って当然なのだと考えるべきなのかどうか。白老町は昨年12月、ゼロ歳から15歳まで1,842人いました。10年前より916人減で人口に対して9.8%と全国平均より3%下回っています。それだけ高齢化率も上がっているということだと思います。それと出生数も10年前の平成15年には137人あったのですが25年度は74人約半分です。この数字を見たとき私も100人切ったというのはあったのですが、どうなるのだろうとすごく不安になりました。子育て支援の新制度は最終的には先ほど言いましたように少子化対策なのです。そういったことで私は新法は今後内閣府からいろいろなものが入らないで、内閣府から直市町村という形で本当に物事が進めやすいように、そして財政も厳しい中で全町民が困らないようにということで対応策の財源の補てんもしています。そういった中で私は先ほどからいろいろなプロジェクトなりいろいろな話があって、職員が減っていく中で大変厳しくて大変だとは思いますがけれども少子化対策も町長、教育長を筆頭に最

高責任者として子ども課を中心にした全町、きのうは雇用の話だけありましたが出会いの場づくりをやっているところもあります、それから健康いろいろなことで進めていると思います。そういう全町の関係課による少子化対策プロジェクトチームなりを設置して、これは時間がかかることでことしつくったから来年結果が出ることだとは思っていません。ただ1人でも多くの人が子どもを産もうとそういう気持ちになれるようなまちづくり、政策を打ち出していくべきと思いますが、きのうからも議論ありましたようにやっぱり中学生まで医療費無料化というのはかなり大きい影響が出ている市町村が多いのです。そういったことを含めて町長の決意を伺って終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 少子化対策のお話ですが国の少子化対策とは別に各自治体、各市町村でできる少子化対策もあるというふうに考えております。今いろいろ数字言われたとおり出生数が本当に少なくなってこれから先どういふふうになりがちが変わっていくのかという不安もあるのですが、ここにやっぱり少子化対策で子育て世代がきちんと住める環境をつくっていかなければならないというのは同じなのですが、先ほどいったように特効薬というのがないものですから一番はやっぱり企業誘致で雇用が生まれることが一番だと思いますが、これはきょういってあしたになるわけではないので引き続き努力をしていきたいというふうに考えております。

また子育て世代が住めるには環境が大切だと思うのですが、その環境の中には済む地域の環境もありますし教育環境もありますし家庭環境いろいろな環境がある中で、それにプラスして先ほどいわれた財政的な支援もありますし財政的な援助または免除もあると思います。そのまちには3人目の子どもを生んだら幾らかあげますという援助もあるように、いろいろな少子化対策もあって思っています。今白老町で取り組んでいる少子化対策には移住・定住の政策で今はこれに拡大してIターン・Uターンも含めて若い人に白老町に戻ってきてもらう、または来てもらうという事業を26年度は進めていきたいというふうに考えております。吉田議員は重々ご承知だと思うのですが、今国のデータでは子どもを産む率はそんなに変わっていないけど結婚をしないから少子化の問題が出ているという話で、昨年確か質問ありましたが婚活のお話がありました。本当に少ないのですが昨年社協と商工会が中心になって婚活パーティーのような形でやらせていただいて私もちょっと出席をさせていただいたのですが、実はその婚活パーティーでカップルができてそのままおつき合いしているのもあるし、実はそこで結婚をして白老町に住んでいるという嬉しい報告もありますので、小さなことではありますが一步一步そういう事業の積み重ねが少子化対策にもつながっていくと思いますので、これは全町あげて活動とかPRもしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 先ほど答弁漏れがありましたのでお答えします。

多子世帯の幼稚園の世帯数ですけれども現在はゼロ世帯です。該当ありません。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。

町長の思いわかります。今お話されたように各課にまたがるのです。こっちはこんなことやっている、こっちはこんなことをやっているというのはわかるのですが、それを統一して。婚活もそうなの

ですけど自治体によっては1回で終わっているところもあるのです。継続をして継続は力なりで1所帯でも結婚して子ども1人でも生まれたら1人ふえるわけです。そういうことを大事に今後進めていただきたいと思いますのでプロジェクトのほうはしっかりと今後考えていただきたいと思います。

2項目目にまいります。児童虐待防止と支援体制について伺います。厚生労働省の調査で把握した児童虐待件数は1990年の調査開始以降22年連続過去最高の6万6,807件と発表しました。潜在的なものもあり死につながるものもあります。そこで次の4点について伺います。

1点目、2012年室蘭児童相談所の通報認定件数と調査開始後の過去最高となったが白老町の現状と要因、課題を伺います。

2点目、白老町における要保護児童対策地域協議会、また児童防止ネットワークにおける活動推進状況と子ども・保護者対象の防止相談体制、予防策サポートの実施状況について伺います。

3点目、2010年に虐待対策の充実のため児童相談所の人員体制の拡充が必要とされ拡充をしたはずですが、現在過去最高の虐待数の状況の中で十分な対応ができていますのか伺います。

4点目、虐待を受けている幼児・児童の養育状況は整っているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 古侯教育長。

〔教育長 古侯博之君登壇〕

○教育長（古侯博之君） 児童虐待防止等支援対策についてのご質問であります。

1項目目の白老町における児童虐待の現状と課題についてであります。町の現状として平成24年度児童虐待等相談件数は過去最高の112件となっており、虐待種別ごとにはネグレクト87件、身体的虐待23件、心理的虐待2件であります。

次に児童虐待の要因と課題についてであります。要因としては保護者の経済的リスク、精神的不安定、地域との孤立化などが複合的に重なり合って虐待につながっているのではないかと考えられます。したがって要援護家庭への相談、支援、見守り、地域とのつながりが大切であり、さらには迅速な対応が必要とするケースが多く見られ児童相談所、警察など各関係機関との情報共有など一層の連携強化が必要であります。

2項目目の要保護児童対策地域協議会、虐待防止ネットワークの推進状況、子どもサポートの実施状況についてであります。児童虐待防止については保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、小中学校、保育士、保健師、民生児童委員、病院、警察などさまざまな機関とも情報共有などの連携を図り虐待のおそれがある家庭や虐待が起きている家庭の早期発見に努めております。実際に関係機関からの虐待の相談や通報があった場合には白老町要保護児童対策地域協議会の個別検討会議を開催し状況により児童相談所へ通告を行っており、これら児童虐待等対応ネットワークによる児童家庭への支援に努めています。

また乳幼児健診や家庭教育支援員による訪問相談など子育て中の母親への支援、子育て講座の開設、ファミリーサポートセンター、保育園スクールカウンセラーなど、さまざまな子どもサポート事業を実施しています。

3項目目の室蘭児童相談所人員体制の状況についてであります。室蘭児童相談所は胆振総合振興局と日高振興局の2管内4市14町を現在管轄しています。24年度の全道児童相談所児童虐待防止相談処

理件数、札幌市を含めて 1,711 件のうち室蘭児童相談所処理件数は 242 件であり全体の 14%を占めています。また児童虐待専任担当は 3 名、うち 1 名が苫小牧市の一部、新日高町と合わせて白老町も担当しており、通告件数でも要支援家庭への訪問に時間がかかる場合もあります。したがって相談所管内のエリアの広さ、困難ケース発生件数の多さなどから管内市町の要支援家庭への十分な対応は厳しい現状であると受けとめています。

4 項目目の虐待を受けている乳児・児童の養育状況についてであります。白老町における虐待を受けている乳幼児・児童の養育状況について健康福祉課、こども課など各関係機関でケース会議を開催し対象家庭にあった支援方法を話し合いながら定期的に訪問や相談対応をしています。その中で一時保護に至った子どもについては児童相談所を通じて施設入所などの対応をしています。

また保護者の経済的理由等で養育が受けられない子どもに対して温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する制度が里親制度であり胆振管内では 44 組、白老町では 1 組が里親登録されております。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。

時間が余りありませんので飛ばしながら聞きたいことだけ伺って終わります。児童虐待は大変ふえているということなのです。もう 1 点はどこでも起きることだと、それから潜在的でありなかなか発見できない、表に出てこないとわからないということがあります。今教育長の答弁にありましたけれども白老町教育委員会大変いろいろなことで取り組んでいます。そういった前向きな姿勢がそういう虐待の可能性をキャッチし、そしてそういうことでスキルが上がっているから人数がふえているのだということなのです。

それともう 1 つは DV です。我が家における DV でそれを見ている子どもも虐待の数に入ってくるのです。そういったことから人数がふえているということなのです。そういったことできちんと人数が確認をされながら実際に出てきているということでその点はわかりました。今後それに対応です。道で今いじめ対策条例をつくりました。白老町もつくります。他の市町村ではこのいじめ条例とともに虐待条例をつくって虐待を防止するためにいろいろな制度をやっています。講演をやったりだとか最後の最後まで子どもを見届けるとかそういったことをやっていますけれどもこの条例化について考え方を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） いじめに関しては今本町においては基本方針はもう作りまして各学校等に流しております。これからその部分についての周知も図っていきたいと思っております。それを含めて今議員のほうからご指摘がありました虐待防止の条例化については、今正直なところ何も持っておらないのが事実ですけども、今後条例化が本当にいいのかどうかそれも含めて、今うちの町で持っているいじめ防止の基本方針的なものはやはりしっかりと持たなければならぬとは思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。



〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。

発見をして対応するのは十分ですしそういう基本方針があると進めていけるのですが、予防だとか親だとかいろいろなかわりがあるわけです。もしかしたら同棲はしているけど籍入っていない他人の場合もあるわけです。そういった場合にきちんと条例化をもって、せつかくいじめの条例をつくるわけですからしっかりとこのとき検討していただきたいというふうに思います。

それともう1点。所在不明の子どもが今全国で4,000人以上いるというふうにいわれています。これは籍はあるけど本人がいない、学校にも出てこない、それから健診も受けに来ない。一番わかるのは健診を受けに来ないことで、私前に白老町は健診受けない方はどうしていますかと質問しましたら家庭訪問していますといったのです。今全国的に厚労省でこのことを重く見て先生、保育士さんいろいろな方々が学校へ来ないとか健診を受けないところへ訪問をするとその問題を解決するために。これは虐待、ネグレクトにつながるわけです。そういった形でやっているのですが白老町は今も健診を受けないところへ家庭訪問しているかどうか。必ず本人に会うということが今回の所在不明の条件なのです。そういった面ではどうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 新生児訪問の含めましていろいろな健診の中でやっておりますが、まず新生児訪問につきましては各保健師が担当地区のほうに出向いて訪問して、その中で母子の状況の確認やいろいろな相談を行っております。出産して里帰りされる方も当然いらっしゃいます。そういう方につきましては里帰りしている市町村のほうに依頼して状況の確認等をしていただいております。逆に白老町へ里帰りしている方についてはうちの保健師がその市町村から依頼を受けて状況を確認するというような形をとっております。

また乳幼児健診各種ございます。その中で受ける際状況確認を当然行っておりますが未受診者の方こちらにつきましては次回の健診への呼びかけ、それでまた未受診ということになれば訪問いたします。訪問いたしまして状況の確認等を行っております。そのほかに生まれて4カ月の乳児健診が一番早いわけなのですが、その前に予防接種もございますのでその時点での状況等も確認をさせていただいております。その中でいろいろと問題ある場合というのが出てくるかと思っております。そういう場合におきましては先ほど答弁にもありましたような形でケース会議等の中でいろいろと協議を進めていております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 4カ月で終わるのではなくて、今おっしゃったようにケース会議で4カ月過ぎてても後の対応をしっかりしていくということが大事だと思います。その中で今各地で産後ケア。白老町は産婦人科ありません、それから助産師さんもいません。各地でいるところでも産後ケアといって産後体調が元に戻っていない。今お産する前に赤ちゃんに触ったことがない人が半分以上いるのです。それから産婦人科の関係で入院は1週間だったのですけれども今は4日から5日で退院させられる。体が十分整っていない、育児のほうもよくわからない、核家族化されていますので家に帰ってもなかなか見てくれる人がいない。そういう中で産後うつになる方が1割いるというのです。10人

のうち1人は産後うつになる。そうすると2人目産むという自信がなくなるのです。そういった意味では産後ケア、これに対して国で何十億円という予算を組んでいます。そして手を挙げるのです。うちはつくってデイだとかショートだとかをやりますとなるのですが、町としては今言われて今考えられないと思いますけど今後の検討課題として持っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今議員お話ありましたようにやはりお産してからのケアというのが非常に大事ということで国のほうで来年の予算の中で各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行うということで、1つ目として必要な支援につなげると母子保健コーディネーターの配置という母子保健相談支援事業というものがあります。2つ目といたしまして妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業。それと3つ目といたしまして、お産をしてから退院直後の母子の心身のケアそういうものや育児サポートを行う産後ケアそういう3つの事業この全てを実施するモデル事業として来年の予算で国のほうでは見ております。

白老町の状況は今議員お話したように産婦人科がないというような状況でいうと、このモデル事業がすぐできるかということになるとなかなか難しい部分もありますが、一応モデル事業ということなのでこのモデル事業の実施結果というのは当然出てくるかと思えます。やはりそういう実施結果に基づいて白老町においてどういうものができるのか。またしていかなければならないのか。そういうことは今後検討していかなければならないというふうに担当としては考えてございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。所在の確認ができないというところがそちらにいつてしまったのですが、所在確認できないという方が4,167人ということで厚労省が全自治体に通知を出して調査をするようにというふうに通達をしたというのですがきておりますでしょうか。18歳までということです。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 私の分でいきますと小中学校についてはきております。所在不明の児童・生徒はいないということです。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。

児童相談所の話になります。先ほど答弁でもありましたけど十分ではないと。1人で苫小牧、白老、日高管内を所管しているということで大変厳しい状況だと思っております。苫小牧・白老町の民生児童委員の方々が昨年から署名をしました。そして高橋知事に申請いたしましたけれども、白老町でも町として本当にそういうことが必要だと、事業をふやしてほしいとそういった要請をしていく考えはあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 児童相談所の人員体制、組織体制も件については今のエリアも広さ、そ

れに対しての人員の問題というのは私が現場にいたときからもずっと言われていることなのです。児童相談所が管轄する内容的な部分も扱う内容が多いものですから、今後町としてもこのことについては十分他市町との関係も含めて検討しながら要望はしていかなければならないことではないかと私自身は考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 国は2014年度の予算で虐待防止、社会的擁護、児童相談所の機能強化のために62億円増額しているのです。ですからそういったことも含めてどんどん要請をしていただきたいと思いますというふうに思います。

まだあるのですけど最後にしたいと思います。2014年度子ども子育て、児童相談所そういった関係に国は1,032億円という予算を持っています。そのあたり一番力を入れているのは里親制度です。親が育てなければ里親が育てることが理想だと家族の温かさを知らせるべきだというふうにあります。しかし進んでおりません。里親はどんどん減っていつているという状況下にあります。補助制度も十分ではないということもいわれておりますけれども、今回里親専門員の配置をしたりとか、それから増員も必要だと、そしてそのことにまた40億円の増加をして里親やファミリーホーム、小規模グループ等の小規模の擁護を実施する補助にも使っていけるということなのですが、市町村に責任がないのかもしれない、道の制度なのかもしれないけれども町として児童養護が必要ではないのかということをもう一度考えてみなければならぬというふうに思っております。社会的な擁護、子どもは社会が育てるのだという基本的な理念に立ち返って白老町も積極的にこの制度に取り組むべきではないかと思いますが最後に教育長の考えを伺って終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 先ほどの1答目にお答えしたようにこの里親制度についてはなかなか広がりが見えないのが現状であります。白老においても1組ということですのでありますけれども。ただ国の制度の中で今言ったようにファミリーホーム的なそういう拡大ができるというふうなところは、やはりこれから子どもたちが家庭的な雰囲気の中で育ちをしていくというところは非常に大きな意義があるのではないかとこのふうには考えております。そういうことも含めて今後、先ほどもお話したように子どもは時代を担う宝ですから、議員から何度もお話がありました少子化対策も含める中でしっかりと制度構築に向けて自治体がやらなければならないと部分については、ほかの市町村とも手を組みながら道、国に対しての要望も含めて上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、2番、吉田和子議員の一般質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は17日、10時から引き続き再開をいたします。本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員